令和2年6月23日

内閣総理大臣

安倍晋三　殿

法人の名称　公益社団法人日本パワーリフティング協会

代表者の氏名　古城　資久

事業報告等に係る提出書

下記に掲げる財産目録等について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第２２条第１項の規定により、提出します。

記

１.財産目録

２.役員等名簿

３.理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類

４.社員名簿

５.一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１２９条第１項（同法第１９９条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等

６.キャッシュ・フロー計算書
なし

７.公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則 第２８条第１項第２号に掲げる書類

８.公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第３８条第１項第２号及び第３号に掲げる書類

９.滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書

令和元年度　公益社団法人　日本パワーリフティング協会

財産目録　　令和2年3月31日現在

（単位:円）

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
Ⅰ 資産の部			
1 流動資産			
1.現金	手持有高	運転資金として	868,105
2.銀行預金			828,373
普通預金明細			
西武信金(基金)	西武信用金庫	運転資金として	1,000
西武信金(くじ)	西武信用金庫	運転資金として	151,100
本部	三菱UFJ銀行	運転資金として	654,226
2019世界ベンチ	三井住友銀行	運転資金として	22,047
3.当座預金			1,717,738
郵便貯金(当座)			
登録	ゆうちょ銀行	運転資金として	1,717,738
4.その他流動資産			7,287,614
未収金		薬物検査料等	1,322,000
前払金	愛知県パワーリフティング協会	JCP大会助成金	150,000
短期貸付金	元役員・従業員等貸付け		5,815,614
流動資産合計			10,701,830
2 固定資産			
⑴基本財産			
定期預金	三菱ＵＦＪ・品川駅前	公益目的保有財産	21,836,599
基本財産合計			21,836,599
⑵特定資産			0
特定資産計			0
⑶その他の固定資産			
什器備品	ラック・バックボード	公益目的事業・管理運営の用に供している。	2,285,244
減価償却累計額			△ 2,051,484
ソフトウェア	シクミネット	管理運営の用に供している。	144,900
その他の固定資産合計			378,660
固定資産合計			22,215,259
資産合計			32,917,089
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
未払金		経費未払い等	716,415
前受金		参加費前受	420,000
預り金		役員・講師謝金源泉税	163,022
流動負債合計			1,299,437
2 固定負債			
固定負債合計			0
負債合計			1,299,437
正味財産合計			31,617,652

事業年度	自	平成31年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和2年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

役員等名簿

1. 評議員（公益財団法人の場合のみ）

フリガナ（姓/名）		氏名（姓/名）		常勤非常勤

2. 理事

代表理事は、その者の「代表理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ（姓/名）		氏名（姓/名）		常勤非常勤	代表理事
コジョウ	モトヒサ	古城	資久	非常勤	レ
イサガワ	ヒロユキ	伊差川	浩之	非常勤	
ミウラ	シゲノリ	三浦	重則	非常勤	
タカイ	タカヨシ	髙井	隆義	非常勤	
オオタ	ユウキチ	太田	勇吉	非常勤	

3. 監事

フリガナ（姓/名）		氏名（姓/名）		常勤 非常勤
ツジ	メグム	辻	恵	非常勤
ヤスハラ	トオル	安原	徹	非常勤

役員の報酬等及び費用に関する規程

第１条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という）の定款第２５条の規定に基づいて、役員の報酬等及び費用に関して必要な事項を定めるものである。

第２条（定義等）

この規程において使用される用語の定義は次のとおりとする。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。

（２）報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１３号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。又、費用とは明確に区分されるものとする。

（３）費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（交通費、宿泊費を含む）及び通信費等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

第３条（報酬等の支給）

１　本協会の定款第２５条第１項の規定を踏まえ、本協会の役員には報酬等は支給しない。

２　前項の規定にかかわらず、監事の中に本協会の外部から選任した監事（選任時にパワーリフティング関係者でないこと。以下「外部監事」という）がいる場合、定款第２５条第１項のただし書きに基づいて、当該外部監事に職務執行の対価として報酬等を支給するものとする。

第４条（報酬の額）

前条第２項の規定による外部監事の年間報酬総額は１，２００，０００円とし、月額は１名５０，０００円とする。当該年間報酬額には、理事会、社員総会等の会議出席に係る報酬及び監査に係る報酬を含むものとする。ただし、旅費は支給する。

第５条（報酬の支給日及び支給方法）

１　前条に規定する外部監事の報酬は、毎月２５日に支払うものとする。ただし、支給日が休日の場合はその前の営業日とする。

２　報酬は、外部監事の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとし、法令の定めるところにより、控除すべき金額等を控除して支給するものとする。

第６条（費用）

１　役員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、原則的に職務の終了後に、別途定める申請書によって当該費用の請求があり次第、遅滞なく支払うものとする。ただし、やむを得ず前払いを要する場合は、その理由を記した申請書を本協会に事前に提出し、経理部長又は会長が承認した上で、職務の遂行前に申請のあった役員に支払うこ

とができるものとする。
２　費用の支払いに関する詳細は、別に定める「旅費、日当等に関する規程」による。

第７条（公表）
この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第２０条第１項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第８条（協議事項）
この規程の実施に際して、規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議し、協議結果を踏まえて社員総会で決議するものとする。又、この規程の実施・運用にあたって必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

第９条（規程の改廃）
この規程の改廃は、社員総会で決議する。

＜附則＞
１　この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
２　この規程は、平成３０年１１月２３日に改訂し、同日より施行する。

JPA正会員名簿

	会員種別		氏名
1	個人正会員		佐々木 健治
2	個人正会員		古城 資久
3	個人正会員		伊差川 浩之
4	個人正会員		三浦 重則
5	個人正会員		太田　勇吉
6	個人正会員		髙井　隆義
7	個人正会員		石本 直樹
8	個人正会員		沖浦 耕治
9	個人正会員		善本 光彦
10	個人正会員		神岡 俊輔
11	個人正会員		澤　千代美
12	個人正会員		羽田 雅弘
13	個人正会員		仲 博幸
14	個人正会員		佐藤 義昭
15	個人正会員		塩田　宗廣
16	個人正会員		福嶋 康人
17	個人正会員		榎宮 伸行
18	個人正会員		小川 光寿
19	個人正会員		林 靖弘
20	個人正会員		大森　了
21	個人正会員		中田　和夫
22	関係団体代表者	全日本高校連盟	藤野　毅
23	関係団体代表者	全日本学生連盟	松岡　風樹
24	関係団体代表者	全日本実業団連盟	河部　勝次
25	都道府県代表者	北海道協会	出口　敞文
26	都道府県代表者	青森県協会	太田　勇吉
27	都道府県代表者	岩手県協会	村山　幸教
28	都道府県代表者	宮城県協会	北野　利雄
29	都道府県代表者	秋田県協会	高橋　誠広
30	都道府県代表者	福島県協会	金澤　巧
31	都道府県代表者	茨城県協会	寺門　浩之
32	都道府県代表者	栃木県協会	久保　隆明
33	都道府県代表者	群馬県協会	西脇　聖明
34	都道府県代表者	埼玉県協会	椎橋　文夫
35	都道府県代表者	千葉県協会	加藤　義治
36	都道府県代表者	東京都協会	荒川　大介
37	都道府県代表者	神奈川県協会	小野　琢司
38	都道府県代表者	新潟県協会	相馬　満信
39	都道府県代表者	富山県協会	芦崎　高志
40	都道府県代表者	石川県協会	渡辺　智康
41	都道府県代表者	福井県協会	森永　健
42	都道府県代表者	山梨県協会	関本　正志
43	都道府県代表者	長野県協会	北澤　国彦
44	都道府県代表者	岐阜県協会	川崎　誠
45	都道府県代表者	静岡県協会	福島　政幸
46	都道府県代表者	愛知県協会	伊藤　教雄
47	都道府県代表者	三重県協会	三橋　信之
48	都道府県代表者	滋賀県協会	中出　裕己
49	都道府県代表者	京都府協会	八木　為総
50	都道府県代表者	大阪府協会	中田　和夫
51	都道府県代表者	兵庫県協会	塩田　宗廣
52	都道府県代表者	奈良県協会	奥中　貴雄
53	都道府県代表者	和歌山県協会	保富　泰人
54	都道府県代表者	島根県協会	花田　祥之
55	都道府県代表者	岡山県協会	石本　直樹
56	都道府県代表者	広島県協会	増田　賢憲
57	都道府県代表者	山口県協会	國弘　竹二
58	都道府県代表者	徳島県協会	髙井　隆義
59	都道府県代表者	香川県協会	小川　和郎
60	都道府県代表者	愛媛県協会	宮内　洋一
61	都道府県代表者	高知県協会	神岡　俊輔
62	都道府県代表者	福岡県協会	小野寺　京介
63	都道府県代表者	佐賀県協会	福井　浄
64	都道府県代表者	長崎県協会	藤井　正道
65	都道府県代表者	宮崎県協会	髙橋　忠三
66	都道府県代表者	鹿児島県協会	実島　可斉
67	都道府県代表者	沖縄県協会	糸洌　真一

（令和2年3月31日時点）

貸 借 対 照 表

（令和2年3月31日現在）

公益社団法人日本パワーリフティング協会　　（単位:円）

科 目	当年度	前年度	増 減
Ⅰ 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	3,414,216	12,129,072	△ 8,714,856
未収金	1,322,000	4,625	1,317,375
前払金	150,000	0	150,000
短期貸付金	5,815,614	5,815,614	0
流動資産合計	10,701,830	17,949,311	△ 7,247,481
2 固定資産			
⑴基本財産			
定期預金	21,836,599	21,807,801	28,798
基本財産合計	21,836,599	21,807,801	28,798
⑵特定資産			
特定資産合計	0	0	0
⑶その他の固定資産			
什器備品	2,285,244	2,285,244	0
減価償却累計額	△ 2,051,484	△ 1,895,647	△ 155,837
ソフトウェア	144,900	182,700	△ 37,800
その他の固定資産合計	378,660	572,297	△ 193,637
固定資産合計	22,215,259	22,380,098	△ 164,839
資産合計	32,917,089	40,329,409	△ 7,412,320
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
未払金	716,415	804,211	△ 87,796
前受金	420,000	5,021,500	△ 4,601,500
預り金	163,022	26,602	136,420
流動負債合計	1,299,437	5,852,313	△ 4,552,876
2 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	1,299,437	5,852,313	△ 4,552,876
Ⅲ 正味財産の部			
1一般正味財産	31,617,652	34,477,096	△ 2,859,444
(うち基本財産への充当額)	(21,836,599)	(21,807,801)	(28,798)
正味財産合計	31,617,652	34,477,096	△ 2,859,444
負債及び正味財産合計	32,917,089	40,329,409	△ 7,412,320

財務諸表に対する注記

公益社団法人日本パワーリフティング協会　　令和2年 3月31日 現在

1、重要な会計方針
「公益法人会計基準（平成20年4月11日平成21年10月16日改正　内閣府公益認定等委員会）」を採用しています。

（1）固定資産の減価償却の方法
有形固定資産・・・定率法によっている。
無形固定資産・・・定額法によっている。

（2）消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2、基本財産及び特定資産の増減額及び残高

（単位：円）

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	基本財産預金（定期預金）	21,807,801	28,798	0	21,836,599
	基本財産計	21,807,801	28,798	0	21,836,599
特定財産					
	特定資産計	0	0	0	0

3、基本財産及び特定資産の財源等の内訳

（単位：円）

区分	資産の種類	当期末残高	（うち指定正味財産からの充当額）	（うち一般正味財産からの充当額）	（うち負債に対応する額）
基本財産	基本財産預金（定期預金）	21,836,599	0	21,836,599	0
	基本財産計	21,836,599	0	21,836,599	0
特定財産					
	特定資産計	0	0	0	0

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高　（単位：円）

科目	取得原価	減価償却累計額	当期末残高
什器　備品	2,285,244	2,051,484	233,760
ソフトウェア	189,000	44,100	144,900
合計	2,474,244	2,095,584	378,660

附属明細書

1．基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記の2．において記載している。

2．引当金の明細

該当無し。

正味財産増減計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

公益社団法人日本パワーリフティング協会　　（単位:円）

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ一般正味財産増減の部			
1.経常増減の部			
（１）経常収益			
基本財産運用益	28,798	9,159	19,639
受取会費	3,375,000	5,489,000	△ 2,114,000
事業収入	69,916,977	35,718,696	34,198,281
受取寄付金	4,735,000	1,160,000	3,575,000
受取助成金	14,012,642	6,841,000	7,171,642
雑収益	264,007	604,792	△ 340,785
経常収益計	92,332,424	49,822,647	42,509,777
（２）経常費用			
事業費			
委託費	6,747,513	5,206,830	1,540,683
海外派遣費	57,791,986	6,703,183	51,088,803
諸謝金	4,557,099	3,735,364	821,735
ドーピング検査料	0	7,441,020	△ 7,441,020
会議費	0	231,600	△ 231,600
印刷製本費	586,175	0	586,175
旅費交通費	2,686,709	2,358,730	327,979
通信運搬費	533,588	339,015	194,573
消耗品費	124,089	198,578	△ 74,489
修繕費	0	0	0
賃借料	2,444,118	1,677,910	766,208
諸会費	1,050,000	0	1,050,000
講習会費	200,200	0	200,200
保険料	388,220	48,648	339,572
支払手数料	389,111	272,052	117,059
大会助成金	2,210,000	1,218,583	991,417
減価償却費	155,837	259,728	△ 103,891
事業費計	79,864,645	29,691,241	50,173,404
【管理費】			
役員報酬	1,200,000	426,666	773,334
給料手当	418,125	49,500	368,625
会議費	1,539	93,689	△ 92,150
旅費交通費	1,873,730	1,087,952	785,778
通信費	494,548	936,814	△ 442,266
賃借料	545,788	1,449,741	△ 903,953
保険料	0	0	0
水道光熱費	53,882	66,440	△ 12,558
接待交際費	0	50,000	△ 50,000
減価償却費	37,800	6,300	31,500
保険料	4,100	0	4,100
諸会費	645,779	698,472	△ 52,693
消耗品費	275,554	431,711	△ 156,157
委託費	8,059,750	2,597,545	5,462,205
諸謝金	539,305	2,364,842	△ 1,825,537
リース料	257,506	207,360	50,146
租税公課	9,770	12,675	△ 2,905
支払手数料	902,681	93,737	808,944
雑費	7,366	602,284	△ 594,918
管理費計	15,327,223	11,175,728	4,151,495
経常費用計	95,191,868	40,866,969	54,324,899
評価損益等調整前当期経常増減	△ 2,859,444	8,955,678	△ 11,815,122
２　計上外増減の部			0
(１)経常外収益			0
過年度損益修正益	0	0	
経常外収益計	0	0	0
(２）経常外費用			0
過年度損益修正損	0	0	
経常外費用計	0	0	0
当期計上外増減額			0
当期一般正味財産増減額	△ 2,859,444	8,955,678	△ 11,815,122
一般正味財産期首残高	34,477,096	25,521,418	8,955,678
一般正味財産期末残高	31,617,652	34,477,096	△ 2,859,444
Ⅱ正味財産期末残高	31,617,652	34,477,096	△ 2,859,444

法人コード	A005083
法人名	公益社団法人　日本パワーリフティング協会

正味財産増減計算書内訳表

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

（単位:円）

科目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引控除	合計
	公１ **競技普及事業**	共通	小計	収１	共通	小計			
Ⅰ一般正味財産増減の部									
1.経常増減の部									
（１）経常収益									
基本財産運用益	28,798		28,798			0	0		28,798
受取会費	1,687,500		1,687,500			0	1,687,500		3,375,000
正・準会員会費収入	950,000		950,000				950,000		1,900,000
賛助会員会費収入	737,500		737,500				737,500		1,475,000
事業収入	56,277,254		56,277,254			0	13,639,723		69,916,977
講習会収入	324,200		324,200				0		324,200
薬物検査料	690,000		690,000				0		690,000
公認審判員登録収入	2,324,840		2,324,840				0		2,324,840
所属団体登録収入	909,000		909,000				0		909,000
選手登録収入	11,670,940		11,670,940				0		11,670,940
参加費収入	39,674,724		39,674,724				13,639,723		53,314,447
その他事業収入	683,550		683,550				0		683,550
受取寄付金	4,735,000		4,735,000			0	0		4,735,000
受取寄付金	4,735,000		4,735,000				0		4,735,000
受取助成金	14,012,642		14,012,642			0	0		14,012,642
受取助成金	14,012,642		14,012,642				0		14,012,642
雑収益	264,007		264,007			0	0		264,007
受取利息	57		57				0		57
雑収益	263,950		263,950				0		263,950
経常収益計	77,005,201	0	77,005,201	0	0	0	15,327,223		92,332,424
（２）経常費用									
【事業費】									
委託費	6,747,513		6,747,513						6,747,513
海外派遣費	57,791,986		57,791,986						57,791,986
諸謝金	4,557,099		4,557,099						4,557,099
印刷製本費	586,175		586,175						586,175
旅費交通費	2,686,709		2,686,709						2,686,709
通信運搬費	533,588		533,588						533,588
消耗品費	124,089		124,089						124,089
賃借料	2,444,118		2,444,118						2,444,118
諸会費	1,050,000		1,050,000						1,050,000
講習会費	200,200		200,200						200,200
保険料	388,220		388,220						388,220
支払手数料	389,111		389,111						389,111
大会助成金	2,210,000		2,210,000						2,210,000
減価償却費	155,837		155,837						155,837
【管理費】									
役員報酬							1,200,000		1,200,000
給料手当							418,125		418,125
会議費							1,539		1,539
旅費交通費							1,873,730		1,873,730
通信費							494,548		494,548
賃借料							545,788		545,788
水道光熱費							53,882		53,882
減価償却費							37,800		37,800
保険料							4,100		4,100
諸会費							645,779		645,779
消耗品費							275,554		275,554
委託費							8,059,750		8,059,750
諸謝金							539,305		539,305
リース料							257,506		257,506
租税公課							9,770		9,770
支払手数料							902,681		902,681
雑費							7,366		7,366
経常費用　計	79,864,645		79,864,645				15,327,223		95,191,868
当期経常増減額	△ 2,859,444		△ 2,859,444			0	0		△ 2,859,444
【経常外収益】									0
過年度損益修正益	0		0						0
経常外収益　計	0		0			0	0		0
【経常外費用】									
過年度損益修正損	0		0						0
経常外費用　計	0		0			0	0		0
当期正味財産増減額	△ 2,859,444		△ 2,859,444			0	0		△ 2,859,444
一般正味財産期首残高									34,477,096
一般正味財産期末残高									31,617,652
Ⅱ正味財産期末残高	0		0				0		31,617,652

事業費

委託費		6,747,513
アンチドーピング	1	7,500
技術委員会	3	199,120
国際大会ユニフォーム	10	72,304
指導者育成	1	10,670
賞状筆耕	3	36,000
世界ベンチ	6	6,166,625
全国大会	6	255,294

諸謝金		4,557,099
アンチドーピング	27	436,099
国際大会派遣	15	1,550,000
指導者育成	10	270,000
世界ベンチ	103	2,296,000
組織委員会	1	5,000

旅費交通費		2,686,709
JOC	1	27,730
アンチドーピング	25	440,355
技術委員会	1	246,919
指導者育成	10	16,960
世界ベンチ	63	1,819,125
組織委員会	3	135,620

消耗品費		124,089
アンチドーピング	2	8,908
技術委員会	3	25,571
国民体育大会	1	4,406
指導者育成	2	32,873
世界ベンチ	4	5,065
フェアプレイ	1	11,518
国際委員会	4	35,748

諸会費		1,050,000
日本ｽﾎﾟｰﾂﾌｪｱﾈｽ推進機構		1,000,000
日本ﾜｰﾙﾄﾞｹﾞｰﾑｽﾞ協会		50,000

保険料		388,220
世界ベンチ		

大会助成金		2,210,000
全日本パワー		900,000
全日本高校パワー		100,000
ジャパンクラシックマスターズ		400,000
国体競技会大会		400,000
全日本実業団ベンチ		10,000
全日本実業団パワー		50,000
ジャパンクラシックパワー		250,000
高校選抜大会助成金		100,000

減価償却費		155,837
ボード		

海外派遣費		57,791,986
アジアCP	3	253,294
アジアパシフィック	1	196,750
アジアパワー	1	40,000
アジアベンチ	3	297,360
世界CP	5	−10,110
世界Jパワー	4	727,370
世界Mパワー	2	78,000
世界パワー	3	651,680
世界ベンチ	17	55,557,642

印刷製本費		586,175
世界ベンチ	1	538,418
アウトリーチ	1	47,757

通信運搬費		533,588
アンチドーピング	4	10,720
技術委員会	99	113,728
国際	7	14,765
指導者育成	1	740
事務局	1	3,726
賞状	9	16,379
世界ベンチ	18	372,690
フェアプレイ	1	840

賃借料		2,444,118
世界ベンチ器具等レンタル	2	2,352,888
コーチ1講習会	2	52,740
生涯健康指導士	1	15,000
ﾄﾞｰﾋﾟﾝｸﾞ講習会会場	2	23,490

講習会費		200,200
コーチ1講習会		

支払手数料		389,111
JOC	1	220
アンチドーピング	27	9,734
技術委員会	4	1,528
国際委員会	1	220
国際大会派遣	37	20,941
国民体育大会	3	1,096
指導者育成	20	4,612
事務局	1	220
賞状筆耕	2	440
諸会費	3	1,304
世界ベンチ	152	335,745
全国大会	1	115
選手登録	26	8,460
組織委員会	2	656
フェアプレイ	1	220
ユニフォームプリント代	11	3,600

管理費

役員報酬		1,200,000
監事		600,000
監事		600,000

会議費		1,539
JSC立入検査、JADA、倫理委員会		1,539

通信費		494,548
HPドメイン	2	32,296
切手	12	13,602
宅配便	14	23,493
電話インターネット	24	294,812
登記関係通信費	2	5,000
レターパック	12	33,510
官製はがき	1	630
事務所移転案内	1	12,065
社員総会案内郵送	1	5,844
新年挨拶状	1	13,448
郵送料	31	59,848

水道光熱費	53,882
事務局事務所水光熱費	

保険料	4,100
事務局火災保険	

消耗品費		275,554
事務局消耗品	14	94,051
事務局複合機	11	89,197
技術委員会消耗品	1	9,082
協会封筒代金	1	27,500
国際委員会経費	1	1,724
財務委員会公印	1	54,000

諸謝金		539,305
HP更新費用	1	16,705
倫理委員会	9	362,600
国際委員会	4	160,000

租税公課		9,770
登記、証書、印紙	10	

雑費	7,366
キャンセル料、事務局玄関マット他	

給料手当		418,125
事務局		418,125
世界ベンチ招聘非常勤給与(3ヶ月間雇用)		

旅費交通費		1,873,730
IPF世界会議旅費	1	343,120
国際招致委員会	2	77,750
事務局出張旅費	5	154,180
組織委員会旅費	1	25,580
弁護士交通費等	2	120,000
役員等出張旅費	1	18,240
理事会旅費	25	828,080
倫理委員会交通費	1	28,950
社員総会旅費	6	249,590
選手強化本部会	1	28,240

賃借料		545,788
会場会議室	4	79,996
決裁システム	12	72,792
事務局事務所	12	393,000

減価償却費	37,800
しくみねっと	

諸会費		645,779
日本ｽﾎﾟｰﾂ協会		400,000
日本オリンピック委員会		50,000
日本ｱﾝﾁﾄﾞｰﾋﾟﾝｸﾞ機構		50,000
日本体育協会競技団体		4,000
IPF年会費		49,552
国際審判更新料		92,227

委託費		8,059,750
ガバナンス対応（規程類整備ﾈ	1	2,200,000
顧問弁護士	11	381,400
司法書士	3	75,650
公益総研	17	1,298,400
弁護士	8	4,104,300

リース料	257,506
事務局複合機	

支払手数料		902,681
ｲﾝﾀｰﾈｯﾄﾊﾞﾝｷﾝｸﾞ基本手数料	12	13,060
オンラインフォーム使用料	4	41,580
シュクミネット基本使用料	12	786,752
取扱手数料	32	1,748
振込手数料	151	59,541

平成３１年度（令和元年度）
事業報告書

＜平成３１年４月１日～令和２年３月３１日＞

令和２年５月１０日

JAPAN POWERLIFTING ASSOCIATION

公益社団法人　日本パワーリフティング協会

平成３１年度（令和元年度）事業報告内容

今回、公益社団法人日本パワーリフティング協会（ＪＰＡ）は、平成３１年度（令和元年度）の事業運営方針に基づいて重点実施事業及び実施計画を踏まえたまとめを行ったが、単に年間行事を普段通りにこなしてきたわけではありません。

過去３～４年の間に、ＪＰＡが昭和４７年（１９７２年）に設立されて以来、これまでの歴史に汚点を残すような前代未聞の重大かつ深刻な問題を繰り返し、公益法人の存立の危機に直面したことを決して忘れてはなりません。

また、平成３１年度（平成元年度）は、パワーリフティング競技の将来的な発展を願う方々のご尽力により、新生ＪＰＡが生まれたことに思いを致し、以下の通り、厳しく総括しなければならないと考えました。

会長総括＜平成31年度(令和元年度)を振り返って＞

公益社団法人日本パワーリフティング協会
会長　古城　資久

本年度は、平成から令和に代わり、新しい時代の幕開けとなりました。ＪＰＡも新しい時代に向けて皆様のご協力のもと本年度の事業を無事に終了することが出来ました。

改めて感謝を申し上げ、ここに事業報告（主な事項）をいたします。

・競技会の開催・運営について

特筆すべき事項としては、令和元年５月に開催した「２０１９年世界ベンチプレス選手権大会」（会場：マロウドインターナショナルホテル成田・千葉県成田市）では、３８の国と地域から選手団を迎え盛大に行われたことです。

この国際大会の成功を機に、令和２年１２月には岐阜県においては、「２０２０年アジアクラシックパワーリフティング選手権大会」の招致が決定しました。(本報告書作成途中において、コロナウイルス感染により一部の競技会が延期、未知のウイルス感染の収束が見込めずアジア大会の日本開催は見合わせとなりましたこと誠に残念でなりません。)

・ガバナンスの強化について

スポーツ庁より発表されたガバナンスコードは、公益法人として適切な運営を行う指針であり、ＪＰＡとしてそれに準拠する取り組みとして、スポーツ法務に詳しい顧問弁護士を据え、規程類の齟齬解消等、次年度に向け抜本的に見直す準備を行っています。

・事務手続きの軽減化について

登録費用の入金確認等については、これまで人手による作業であったため、不明金の発生や交付金の遅延等問題があり、内閣府からも指摘を受けていましたが、新たに導入したクラウドシステムにより、電子化・自動化を図ることで、不明金や交付金処理遅延等を解決することが出来ました。

現在、コロナウィルス感染は世界規模で拡大しており、オリンピックを含む全てのスポーツ及び文化的イベントが不安視され、前代未聞の危機が訪れていると言えます。ＪＰＡは政府の要請に応じながら適切な判断を行い、この危機を乗り越えると同時に、さらなる発展を遂げたいと考えています。

今後も、選手が全力で競い、楽しみ、喜べる環境が出来るようＪＰＡ一丸となり邁進してまいります。

平成31年度(令和元年度)事業報告

※事業計画作成時は新元号が決定しておらず西暦が使用されています。本事業報告のうち計画部分については、事業計画書に基づき西暦表示を使用しています。文中、西暦と和暦の混在がございますがご理解ください。

Ⅰ　競技の普及、振興に関する事業

1　全国的競技会の開催事業【技術委員会、組織委員会】

1．1　全国的競技会の主催

●全国的競技会（フルギア競技、ノーギア競技）を全国各地で継続的に主催することにより、競技力の向上を図り、国際的に活躍する競技者の育成に資するとともに、開催地の地方協会と連携を深めながら、競技の普及、振興の促進を図る。

◆実施内容：

（1）フルギア競技

全日本男子パワーリフティング選手権大会（以下「全日本男子パワー大会」）、全日本女子パワーリフティング選手権大会（以下「全日本女子パワー大会」）、全日本ベンチプレス選手権大会（以下「全日本ベンチ大会」）等

（2）ノーギア競技

ジャパンクラシックパワーリフティング選手権大会（以下「クラシックパワー大会」）、ジャパンクラシックベンチプレス選手権大会（以下「クラシックベンチ大会」）

【実施結果】

・競技会開催及び運営については、主管協会の協力により円滑に遂行し、また、競技の安全面でも格別の事故もなく、無事に終了した。一部大会については新型コロナウイルスの影響により延期となりました。

なお、実施内容は以下のとおりである。

（1）フルギア競技

開催日	大会名（略記）	開催地	選手数
平成３１年４月 ２７日～２８日	第４８回全日本男子パワー大会 第４３回全日本女子パワー大会	大阪府 堺市	男子３４名 （４５名） 女子１６名 （２５名）
令和元年１０月 ２６日～２７日	第３１回全日本ベンチ大会	神奈川県 小田原市	２３４名 （２３９名）

※（　）内数字：前年度の参加者数

（2）ノーギア競技

開催日	大会名（略記）	開催地	選手数
令和元年１１月 １５日～１７日	第２４回クラシックパワー大会 （カテゴリー：一般女子、サブジュニア、ジュニア） 【一般男子はコロナウイルス影響により令和２年度へ延期】	長野県 白馬村	１５５名 【一般男子除く】 （３３２名）
令和元年１１月 ３０日～１２月 １日	第２０回クラシックベンチ大会 （カテゴリー：サブジュニア、ジュニア、マスターズ）	兵庫県 明石市	６４５名 （５１８名）
令和２年１月 ２５日～２６日	第２０回クラシックベンチ大会 （カテゴリー：一般男子、一般女子）	三重県 津市	

※（　）内数字：前年度の参加者数

●２０２０年度までは開催地輪番制による全国規模競技会の開催地選考作業を進める。２０２１年度からは基本的に東京都、大阪府、愛知県、兵庫県、岡山県、神奈川県、長野県、高知県、沖縄県の９カ所が担当することが理事会承認されたので、その範囲内で調整作業を行う。

●主管する地方協会に対して、全日本大会開催マニュアルに基づく適切な大会運営に関する指導や支援を行い、標準化と競技会としての質の向上を図る。

【実施結果】

・令和３年度から開催地輪番制を廃止したが、計画の９カ所での開催は諸事情により見直しを行い、現時点で全体の７０％ほどの開催地を決定した。

・大会開催に関する申請書及びＪＰＡからの主管協会への大会助成金の明確化等を行い、主管協会の作業効率を図った。

１．２　層別、カテゴリー別全国的競技会の実施

●青少年、中高年等を対象とする生涯スポーツとして高校、大学、社会人等の大会を主催又は後援することで広範な競技層の普及、拡大を図る。

◆実施内容：全日本ジュニアパワーリフティング選手権大会、全日本マスターズパワーリフティング選手権大会､全日本高等学校パワーリフティング選手権大会、全日本学生パワーリフティング選手権大会、全日本実業団パワーリフティング選手権大会等を主管する地方協会や団体への支援を行う。

【実施結果】

・本年度計画した一部の競技会については、台風１９号及び新型コロナウイルスの影響のため、安全・健康上を配慮し３競技会を中止とした。

なお、実施内容は以下のとおりである。

開催日	大会名（略記）	開催地	選手数
平成３１年４月２７日～２８日	第３８回全日本ジュニアパワー大会 第１８回全日本サブジュニアパワー大会 第３７回全日本マスターズパワー大会	大阪府 堺市	５５名 （５９名）
令和元年 ５月２６日	第２９回全日本実業団ベンチ大会	埼玉県 さいたま市	９７名 （８６名）
	第３回全日本教職員ベンチ大会		１２名 （６名）
令和元年 ６月３０日	第４６回全日本学生パワー大会	大阪府 松原市	７１名 （７９名）
令和元年 ８月４日	第３７回全日本高等学校パワー大会	埼玉県 さいたま市	１０３名 （１１３名）
令和元年 １０月１３日	第３８回全日本実業団パワー大会　【中止】 （台風１９号の影響）	栃木県 上三川町	０名 （４１名）
	第３３回全日本教職員パワー大会　【中止】 （台風１９号の影響）		０名 （８名）
令和２年 ３月２２日	第１７回全日本選抜高校パワー大会【中止】 （新型コロナウイルスの影響）	埼玉県 さいたま市	０名 （７７名）

※（　）内数字：前年度の参加者数

１．３　日本スポーツマスターズ２０１９岐阜大会の協賛事業への参画

●生涯スポーツ振興の取り組み事業の一つとして、マスターズ層の総合的競技大会である日本スポーツマスターズに参画を通じて、パワーリフティング競技人口の拡充を図り、国体正式種目採択に向けた基礎作りを進める。

◆実施内容：本年度、ジャパンクラシックマスターズパワーリフティング選手権大会を主管する岐阜県パワーリフティング協会への支援を行う。又、その後、開催が予定されている２０２０年度の愛知県協会に対する支援を行う。

【実施結果】

・本競技会での参加選手は２１８名と前年比約５０％増と大幅増加になったが、運営・進行等について一部再構築と主管協会（岐阜県）の協力を含めて、円滑に運営が出来た。なお、実施内容は以下のとおりである。

開催日	大会名（略記）	開催地	選手数
令和元年９月１４日～１５日	第２４回ジャパンクラシックマスターズパワー大会	岐阜県美濃加茂市	２１８名（１５０名）

※（　）内数字：前年度の参加者数

・令和２年度に予定されている日本スポーツマスターズ愛媛大会の成功に向けて、主管協会の愛媛県協会及び四国ブロックとの検討会議を実施した。

令和元年８月１１日	日本スポーツマスターズ四国会議１回目	香川県高松市
令和２年１月２６日	日本スポーツマスターズ四国会議２回目	香川県高松市

１．４　国体公開競技実施に向けた支援

●平成２７年度のわかやま国体より初開催した公開競技は、２０１９年度の開催地となる茨城県協会及び関東ブロックとの連携を図り、大会運営に関する各種支援を行う。

【実施結果】

・第７４回いきいき茨城ゆめ国体パワーリフティング公開競技は、令和元年９月２１日～２３日に茨城県つくば市で開催し、競技力の魅力を発信した。
なお、実施内容は以下のとおりである。

パワーリフティング公開競技	男　性	女　性	合　計
第７４回いきいき茨城ゆめ国体	１２７名	２０名	１４７名
第７３回福井しあわせ元気国体（前年）	１２６名	１７名	１４３名

●２０２０年度以降、鹿児島県、三重県、栃木県、佐賀県、滋賀県で開催される公開競技の成功に向け、開催地の自治体や実行委員会との連携を進めながら、開催県協会を支援する。尚、今後の公開競技開催地は次の通り。

又、平成３０年度の福井国体から、参加人数の増員見直しを行って開催している。

【２０１９年】茨城県つくば市、【２０２０年】鹿児島県沖永良部、
【２０２１年】三重県朝日町、【２０２２年】栃木県、【２０２３年】佐賀県、
【２０２４年】滋賀県

◆　実施内容：公開競技の選考方法の見直しを行い、競技内容の充実化と選考方法の周知徹底を図り、必要に応じて、公開競技参加に向けた地方予選会、ブロック選考会の実施に関する支援を行う。

【実施結果】

・令和２年度「第７５回燃ゆる感動かごしま国体」でのパワーリフティング公開競技の開催に向けて、鹿児島協会・九州ブロック協会が主体となり、鹿児島県国体準備に向けた準備委員会等に参画し、一体的な運営を行った。

なお、国体関連で参加した準備委員会議等は以下のとおりである。

開催日	行事名	場　所	参加者
令和元年５月１４日	鹿児島国体第５回競技運営連絡会議	鹿児島市	１名
令和元年６月７日	日本スポーツ協会国体運営部会	東京都新宿区	１名
令和元年９月21日～２３日	茨城国体開催支援	茨城県つくば市	１名
令和元年12月23日	鹿児島国体第６回競技運営連絡会議	鹿児島市	１名

１．５　健常者と障がい者の交流大会の開催

●ノーギア競技会を障がい者が参加できる競技会として位置づけ、障がい者の出場機会を増やすとともに健常者と障がい者の交流を図り、競技普及、競技力向上及び選手育成を推進する。

◆実施内容：障がい者の参加しやすい環境づくりを進めるために、開催要項に障がい者向けの必要事項を追加記載し、全国的競技会のクラシックパワー大会、クラシックベンチ大会を主管する地方協会との連携と支援を行う。審判員に障がい者のための審判方法を指導する。

【実施結果】

第２０回クラシックベンチ大会で選手が１名、審判員として車いす審判員１名が参加した。

徐々にではあるが競技会への参加熱は高まっており、今後も継続的に参加案内を行い、競技者等交流の場づくりとして推進する。

２　国際的競技会等への選手、役員の派遣事業【事務局、国際委員会、国際大会招致委員会】

２．１　国際的競技会や国際会議への参加

●世界パワーリフティング連盟（ＩＰＦ）が主催する世界パワーリフティング選手権大会等、アジアパワーリフティング連盟（ＡＰＦ）が主催するアジアパワーリフティング選手権大会等、この他、アジア連盟とオセアニア連盟が合同で開催する競技会等の海外の競技会への選手、審判員及び役員の派遣を通じて、選手の競技力向上、国際審判員資格取得の促進、審判技術の向上を図る。

◆実施内容：ＩＰＦ、ＡＰＦ主催の大会に、積極的にＪＰＡ役員、国際審判員を派遣し、大会運営に協力する。

【実施結果】

・国際競技会に派遣した役員・審判・選手等について別紙―１に示す。

特に、５月には世界ベンチプレス大会を自国で開催した。

●ＩＰＦやＡＰＦの国際会議に積極的に参加することにより、スポーツを通じた国際交流の推進を図るとともに、参加国の役員との交流により情報交換を行って様々な情報入手に努める。

【実施結果】

・ルールの改正等については、国内において随時通知を行った。

２．２　国際的競技会の実施

●２０１９年世界ベンチプレス選手権大会の５月開催に向けて、実行委員会を開催し十分な準備をする。

【実施結果】

・国際的な主要事業である本競技会の開催に向けて、協会関係者ならびに施設関係者等の特段の協力・支援により成功裏に開催が出来た。
参加状況は、全体で３８ケ国・１０６０名（男子６３６名、女子４２４名）の選手が参加し、日本選手団（役員含む）は自国開催の利もあり２０４名の規模となった。
その中で、日本の各選手は世界の高レベル環境の中で十分な実力を発揮し、また、競技審判でも数多く経験し国際レベル判定の精度向上に努めた。

・２０１９世界年ベンチプレス選手権大会は日本スポーツ振興センター「くじ」助成対象大会であった。

●平成３０年度において、新たに国際招致委員会設置されたことに伴い、２０２０年アジアクラシックパワーリフティング選手権大会の日本開催に向けて、国際委員会、開催地の協会及び関係行政機関との連携・協力を図りながら組織的活動を推進する。

◆実施内容：アジア協会ＥＣメンバーとの連絡網を作り、連絡をリアルタイムにできるようにした。

【実施結果】

・アジア圏の主要事業であるアジアクラシックパワーリフティング選手権大会について、ＡＰＦならびに自国関係団体等との折衝により、令和２年１２月に岐阜県での開催を決定した。しかし、コロナウイルスの蔓延により当該大会の日本開催は見合わせとなった。
なお、開催に向けての会議開催状況は以下のとおりであった。

令和元年９月１３日	実行委員会会議１回目	岐阜県美濃加茂市
令和２年３月２９日	実行委員会会議２回目	岐阜県岐阜市

２．３　国際大会開催要項等に関する日本語翻訳業務とこれに関連する業務の迅速化

●国際委員会の委員が交代したことに伴い、改めて翻訳担当委員やサポーターの確保を図り、ＩＰＦ及びＡＰＦからの英語版開催要項等の諸情報を入手次第、即時に日本語翻訳にとりかかり、関係者への迅速な案内とホームページ掲載を徹底する。

◆実施内容：翻訳サポーターの増員を図る。

【実施結果】

・短期間で委員長や委員の交代があったことで、総じて実稼働が手薄となり十分な事務対応が未実施となったが、競技会開催要項等の諸情報の手配については、事務局がサポートし迅速に対応した。

２．４　日本選手団役員の派遣費支給の改善

●「国際大会日本選手団役員の派遣費支給基準」の見直しを踏まえ、経費の無駄を省くために、基準の厳格で合理的な運用と適正な経費管理を実施する。

◆実施内容：新年度の財務基盤が安定したことを確認した上で、見直し基準に基づく適切な支払いを実施することとし、それまでは従来の金額にて運用する。

【実施結果】

・規程の改定を行い、適正な経費運用を行った。

２．５　日本選手団の行動規範等の順守事項に関する周知徹底

●「日本選手団の海外派遣に伴う注意事項」の改訂を踏まえ、国際大会に参加する選手団を対象に、ドーピング検査時の心得及びＴＵＥ申請の徹底を含め、海外派遣時の各種注意事項に関する指導徹底を図る。

【実施結果】

・国際競技会の派遣にあたっては、競技方法、競技進行上の安全確保、ドーピングの留意事項等の指導を行い、行動規範について注意を喚起した。

３　アンチ・ドーピング事業の推進【アンチ・ドーピング委員会：アンチ・ドーピング部会、医科学部会】

３．１　全国的競技会等におけるドーピング検査の実施

●平成２７年度において、ドーピング陽性者が発生したことから危機的な状況に置かれ、平成２８年度からドーピング防止対策を重点課題として組織挙げて推進してきた。その結果、平成２８年度、平成２９年度及び平成３０年３月９日現在では違反０件であることを踏まえ、２０１９年度も気を緩めることなく引続き重点課題とし、地方大会でもドーピングテストを実施するとともに、ＴＵＥ申請の徹底指導を進める。

※ドーピング検査をスポーツ振興助成事業として申請中

【実施結果】

・本年度は国内の主要競技会のほか、自国で開催した世界ベンチプレス大会（５月１８日～２５日：千葉県成田市で開催）において、ドーピング検査の実施と合わせ重要施策として、選手等関係者へアンチ・ドーピングの啓蒙活動を行った。

検査の実施結果は以下のとおりである。

国内競技会（４競技会で実施）	２９検体（違反者０件）
世界ベンチプレス大会	４５検体（違反者０件）

また、検査にあたってはＮＦＲｅｐ（エヌエフレップ）として選手のサポートを行い円滑に実施した。

・検査体制の充実とドーピング防止の啓発活動を推進するため、スポーツ振興「くじ」助成事業として事業計画書の申請を行い、円滑に受理された。

３．２　アンチ・ドーピング委員会の組織体制の強化

●本部アンチ・ドーピング委員会の組織強化を図るために、ブロック及び都道府県協会に配置されたアンチ・ドーピング委員との連携強化を図り、且つ、ＪＡＤＡの協力を得ながら、アンチ・ドーピングに関する啓発活動の徹底推進を行う（平成３０年度からの継続）。

◆実施内容：都道府県協会に置かれたアンチ・ドーピング委員の啓発のために、研修会を実施、又は、アンチ・ドーピング講習会の参加を要請する。

【実施結果】

・アンチ・ドーピング委員会とスポーツ医科学委員会を統合し、アンチ・ドーピング部会、医科学部会を設け、医科学部会を中心とした推進体制を構築した。

３．３　アンチ・ドーピングに関する啓発活動の推進

●全国的競技会毎にアンチ・ドーピング講習会を開催する。又、ＷＥＢ研修が再開されるようであれば、その活用について検討を行う。

◆実施内容：講習会は別紙－２の通り

※アンチ・ドーピング講習会をスポーツ振興助成事業として申請中

◆実施内容：公認指導員養成講習会及び審判講習会の場を活用し、アンチ・ドーピング意識の向上に関する内容を強化して、カリキュラムに織り込む。

【実施結果】

・講習会の実施内容について別紙―２に示す

・講習会を受講した場合の有効期限については、受講日から２年間としていたが、ＪＡＤＡからの指摘もあり１年間に修正し、令和２年度から適用する。

・世界ベンチプレス選手権大会では、重要施策として参加選手、審判、運営スタッフを含めアンチ・ドーピングについて啓蒙活動を行った。

・国際大会への参加増加に伴い、海外での予期しないドーピング陽性例をホームページに掲載し、競技会に向けてうっかりドーピングに合わないよう注意喚起を行った。

３．４　大会参加時の注意喚起

●アンチ・ドーピングに関する啓発と趣旨徹底のために、以下について実施する。

（１）現行のドーピング防止注意喚起文書、アンチ・ドーピングに関するお知らせ等の改訂に基づいて、競技会開催要項及び大会プログラムに掲載し、周知する。

（２）１８歳未満の選手の親権者同意書に関し、提出された書類については個人情報の観点から徹底した管理をする。

【実施結果】

・全国競技会およびブロック競技会（14 競技会）において、選手から提出された「使用医薬品・サプリメント申告票」を精査し、ドーピングに抵触する可能性のある医薬品を使用している者についてはＴＵＥ申請しているか確認を行うと共に、サプリメントについても不安のある品を使用していた選手については、今後使用しないよう注意喚起を行った。
この中で、完全にドーピングに抵触すると考えられるものは無かったが、不透明なものがあり今後使用しないよう注意喚起を行った。

・本年度のドーピング違反者は０件となった。

３．５　アンチ・ドーピングに関わる的確な情報収集と迅速な情報発信

●日本スポーツ協会（以下「ＪＳＰＯ」）、ＪＯＣ、ＪＡＤＡ、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（ＪＳＡＡ）等の関係機関からの禁止薬物関連情報等の迅速な入手に努め、パワーリフティング関係者に対して、ホームページ等を通じて適時、的確に公開する。

◆実施内容：アンチ・ドーピング委員会とスポーツ医科学委員会との連携とともに、役割分担をしながら、定期的に各機関のホームページにアクセスしたり、講習会に参加する等して、国内外のアンチ・ドーピングに関する最新情報の把握に努める。

【実施結果】

・ＪＡＤＡが開催する講習会へアンチ・ドーピング部会及び医科学部会が出席し、最新の情報収集を行い、ホームページに掲載を行うなど適時情報公開を行った。

・ＪＡＤＡで作成した e-Learning「Fair Pride」が、令和２年度から使用が可能となったことから、今後の活用方法を構築する。

４　指導者及び公認審判員養成事業の推進【指導者育成委員会、技術委員会】

４．１　スポーツ指導者の育成促進

●国体公開競技の参加条件として選手団の監督が公認スポーツ指導者の有資格者であることを踏まえ、全国的にＪＳＰＯ公認スポーツ指導者の増員を図る。

◆実施内容：２０１９年度ＪＳＰＯ公認指導員養成講習会（専門科目）委託事業として、
２０１９年秋に開催予定（会場は未定）
※共通科目については、ＪＳＰＯ（ＮＨＫ学園に委託）が実施する通信教育の受講による。

【実施結果】

・「公認スポーツ指導者育成事務担当者会議」の内容を踏まえ、ＪＰＡにおけるコーチの養成とレベルアップに向けて、最新のカリキュラムを取り入れた講習会を実施した。コーチ１養成講習会実施状況は以下のとおりである。

開催日	令和元年１月１１日～１２日
会　場	昭和大学旗の台
参加者	１３名（合格者１２名、欠席者１名）

また、本講習会では、アンチ・ドーピング委員会も参画し、アンチ・ドーピングに関する啓蒙活動を行った。

４．２　「生涯健康指導士」の養成及び活用の推進

●少子・高齢化社会に対応した生涯スポーツ振興の中核をなす「生涯健康指導士」の有資格者充実に向け、資格者養成講習会を開催するとともに、有資格者の活動を支援することにより競技普及に資する。

◆実施内容：２０２０年１月、ＪＰＡ認定生涯健康指導士講習会開講予定（会場は未定）

【実施結果】

・「生涯健康指導士養成講習会」を実施した。実施状況は以下のとおりである。

開催日	令和元年１月２６日
会　場	昭和大学旗の台
参加者	１６名

また、本講習会では、アンチ・ドーピング委員会も参画し、アンチ・ドーピングに関する啓蒙活動を行った。

４．３　公認審判員のスキル向上と上位資格取得の促進

●「公認審判員規程」の改訂及び「審判講習会、公認審判員昇級試験移管する細則」の制定により、審判講習会、３級公認審判員試験及び２級昇級試験を実施については、本部技術委員会の主催からブロック及び地方協会が主体とする制度に変更したことを踏まえ、この新しい制度の周知と適切な運用を推進することを重点指向とする。

◆実施内容：新制度の全国周知を図るために、ブロックを通じて所属の地方協会に対して、制度内容を分かり易く説明した通達を発信する。

◆実施内容：審判員講習会の開催と３級審判員試験の実施及び２級審判員昇級試験の実施を希望するブロック及び地方協会に対して、新制度の手続きと運営方法について個別指導する。

【実施結果】

・３級審判講習会の開催と公認審判員試験の実施については、競技の普及、啓発の中核的役割を担う公認審判員の有資格者拡充に向けた持続的な育成と配置を推進するため、地方協会と連携し円滑に実施した。

なお、実施状況は以下のとおりである。

審判講習会開催日	開催地	受験者数	合格者数
令和元年　７月　７日	神奈川県	１１	１１
令和元年　８月１４日	大阪府	7	7
令和元年　８月２５日	東京都	２６	２６
令和元年１０月１２日	北海道	１４	１４
令和２年　２月１５日	岡山県	１６	１６
令和２年　３月１４日	愛知県	１０	８（欠２）

・上位資格取得の実施については、３級から２級、２級から１級への上位資格の促進を図るため、全国的競技会等の場において昇格試験を実施した。

なお、実施状況は以下のとおりである。

開催日	大会名（略記）	開催地	受験者数	合格者数
令和元年6月2日	第５回東北・北海道パワー大会	宮城県 仙台市	２級：１名	２級：１名
令和元年6月30日	第４６回全日本学生パワー大会	大阪府 松原市	２級：１名	２級：１名
令和元年8月4日	第３７回全日本高等学校パワー大会	埼玉県 さいたま市	１級：２名	１級：２名
令和元年9月14日	第２４回ジャパンクラシックマスターズパワー大会	岐阜県 美濃加茂市	１級：１名	１級：１名
令和元年9月21日	第７４回いきいき茨城ゆめ国体・公開競技パワー大会	茨城県 つくば市	１級：２名	１級：２名
令和元年11月15･16日	第２４回ジャパンクラシックパワー大会	長野県 白馬市	１級：２名	１級：２名
令和元年11月24日	第３６回関東パワー大会	神奈川県 横浜市	２級：１名	２級：１名
令和元年12月14･15日	第３７回近畿パワー大会	兵庫県 赤穂市	２級：４名	２級：４名

・全国的競技会においては、ＩＰＦのルール改正等の最新情報を基に、陪審員、審判員、テクニカルコントローラーを対象にルールクリニックを実施し、ルールの再確認を行うことで審判員の技術向上を図った。

・国際２級審判員への受験（アジアパワー大会で実施）については、２名の方が挑戦し共に合格した。

【合格者：柴原　淳（東京都協会）、羽田雅弘（長野県協会）】

この結果、令和元年度末での国際審判員の全体数は以下のとおりである。

国際審判員種別	男 性	女 性	合 計
１ 級	２名	０名	２名
２ 級	１０名	４名	１４名

５　主催競技会の運営に関する事業【スポーツ医科学委員会、技術委員会、組織委員会】

５．１　競技会の適正な運営及び進行の実施

●「ＪＰＡ全日本大会開催マニュアル」の改訂と選手登録方法の変更を踏まえ、適切な運用を推進するために、主管協会に対して変更点に関する周知と理解を図る。

◆実施内容：ブロックを通じて所属する地方協会へ、変更点の周知を図るとともに、主管協会へは適切な開催要項の作成、参加受け付け時の対応等について直接指導を行う。

【実施結果】

・「ブロック大会、地方大会の開催マニュアル」について、ドーピング検査時の対応方法、申込書への追加事項等の改訂を行い、さらにホームページに掲載し周知を行った。なお、直接的に指導した地域は一部のみ実施した。

５．２　競技規則等の情報発信

●ＩＰＦの発表に基づくルール変更がある場合、通達として公表する。必要により、当該年度のルールブックを改訂し発行することにより、選手、審判員、全国のパワー関係者に適時、適切な情報発信を行う。

●全国的競技会の標準記録、国際大会派遣選手選考基準を見直し、通達により公表する。

【実施結果】

・全国的競技会の効率的な運営と競技会レベルの平準化を図るため、参加する標準記録の見直しを行った。
なお、適用は令和２年度競技会からとする。

５．３　グッドリフトシステムの普及

●全国的競技会では、ＩＰＦフォーミュラを取り入れた新グットリフトシステムの導入と活用に向けて、技術習得の支援を継続推進する。

【実施結果】

・本年度からＩＰＦポイントによる判定方法に変更され、競技結果の順位づけは新システムでの構築を行ったが、検証が不足しており、即時の全国展開は出来なかった。

５．４　国際大会派遣選手選考

●毎年発表される国際大会派遣選手選考基準に則り、各種全日本選手権終了後に派遣対象選手の出場意思を確認の上、各種国際大会派遣選手選考リストを作成する。なお、競技会当日の選手選考業務に関しては、技術委員会、国際委員会との協力のもとで共同作業とする。

【実施結果】

・日本代表選手選考に当たっては、通常該当する全国的競技会の上位者で選出を行っているが、予定した選考競技会（岡崎ＪＰＣ）はコロナウイルス感染の影響で延期したことで、特別措置として書類選考に変更した。

５．５　選手の疾病、事故防止に向けた医科学情報の入手と啓発

●ＪＳＰＯ、ＪＯＣ等各種機関や医科学専門誌から、選手に必要な最新の医科学関連情報の入手に努め、ホームページ、大会プログラム等への掲載を通じて、情報提供と啓発を推進する。

【実施結果】

・本年は特にコロナウイルス感染に関する情報について、ＪＳＰＯ及びＪＯＣ等から多数発信されたが、それらの情報は即時に一斉メールシステムでの配信、ホームページでの掲載等を行い、感染予防対策、競技会開催時の対策等について周知を行った。

６　広報活動に関する事業　【広報委員会、事務局】

６．１　公式ホームページの管理・運用及びコンテンツの内容充実化、適正化

●ホームページへの情報掲載は、勝手に行うものではなく、誰が、誰の承認を得て、どういう手順で行うかについて明確にし、無許可での情報公開を皆無にし、適切で迅速な情報公開を進める。

◆実施内容：「ホームページの管理運用規程」が改訂され、又、「ホームページへの情報掲載に関するルール」が制定されたことを踏まえ、その内容について本部事務局と専門委員会内での周知を図り、不適切な情報発信を防止する。

【実施結果】

・特にコロナウイルス感染に関する情報について、内閣府、スポーツ庁、ＪＳＰＯ及びＪＯＣから多数発信されたが、それらの情報は即時に一斉メールシステムで配信を行い、感染予防対策、競技会開催時の対策、関係者の安全確保等に努めた。

Ⅱ　組織基盤の確立に関する事業

７　公益法人としての組織体制整備と強化に関する事業【事務局、組織委員会、フェアプレイ委員会】

７．１　本部事務局の体制整備と対応強化

●新生ＪＰＡの事務局の体制強化のために、人員補充を行うとともに、事務局業務の効率化、迅速化、透明性確保を推進する。

◆実施内容：選手や審判員の登録、登録費の入金管理等を行う新システム導入を踏まえて、登録業務や会計業務の透明化を図るとともに、実効性を高めるために地方協会や加盟団体に周知を図る。

【実施結果】

・シクミネットの運用（クラウドシステム：しゅくみねっと社に運営委託）により、本年度の選手・審判・団体登録の事務作業については、省力化を図ることが出来た。

・令和４年度にＪＰＡは創立５０周年を迎えることから、創立記念事業として事務局内に「ＪＰＡ創立５０周年記念事業」を行う準備室を設置し、メンバーの選出、事業内容の概案等今後の推進に向け体制固めを行った。

７．２　ガバナンスの強化

●専門委員会において、組織内の意思疎通が十分でなく情報共有がされていないケースがあったこと、閉鎖的で独善的な運営をしているケースがあったこと、あるいは、適切な議事録が作成されていなかったことに鑑み、専門委員会内での意思疎通、課題や情報の共有、そして、会議体の透明化を推進する。

◆実施内容：いかなる会議体であれ、議事録を必ず作成し、理事会に報告するよう徹底指導し、専門委員会と理事会との情報共有を図る。

【実施結果】

・当初計画したガバナンスの強化事業については、短期間で委員長や委員の交代があったこと、並びにこれまで継続している外部対応について稼働が割かれ、総じて未実施となった。

また、これまで改定を重ねた各種規定類を検証すると、関係する規定内容に不整合が散見されることから、全体的に再整備を行う。

●平成２７年度から四半期決算を開始した。継続して四半期決算毎に実施し、その結果を理事間で共有し、計画の実効性の確認と課題の洗い出しを行い、透明性のある管理を推進する。

◆実施内容：課題のある専門委員会等の部門に対しては、課題に対する解決策の検討を要請し、計画遂行に向けた推進を図る。

【実施結果】

・四半期決算については、社団法人としての計上する要点等に基づいて取りまとめ、書面理事会で審議を行い、進捗状況の確認と決算状況の共有を行った。

７．３　コンプライアンスに基づく組織運営の推進

●健全で適切な協会運営を継続するために、ＪＰＡ役員及び地方協会役員の認識強化、選手及び審判員のフェアプレイ精神の醸成等に向けた具体的な施策を検討し、必要な活動を進める。

◆実施内容：各専門委員会が管轄する関係規程類の理解を図るために、理事会の場や専門委員会の会議の場を利用して、勉強会を実施する。

●コンプライアンスによる運営強化のために、関連規程類の見直し整備を進め、その内容の周知徹底を図る。

◆実施内容：事業運営に取り組む中で、実務上新たな課題や不明点が生じた際に、速やかに専門委員会として担当する規程類の見直しの要否について、規程類の統括責任者とともに検討を行う。

●役員及び正会員の事案を扱う倫理委員会と選手及び審判の事案を扱うフェアプレイ委員会の担当区分の明確化を図る。

◆実施内容：「賞罰規程」と『競技者等に関する規程』において処分に関する重複項目があるので、「処分に関する基準」を含めて関連する規程類の見直し整理を行い、倫理委員会とフェアプレイ委員会の役割を明確にする。

●ＪＰＡ登録選手の非公認大会の参加及び商行為の届け出について、選手目線で適切かつ迅速な審査処理を進める。

◆実施内容：「競技者等に関する規程」「競技者の非公認大会参加可否に関する運用基準」、「競技者等の商行為に関する運用基準」の周知と理解を図るために、適切な事前の届け出を推進するために、ホームページを活用して注意喚起を行う。

【実施結果】

・組織の機能強化、実務処理の明確化を図るために、次の規程類の改訂を行い内容の充実化を図るとともにホームページの掲載内容を更新した。

改定時期	規定類
９月２２日	競技者等に関する規程
	事務局規程
	専門委員会規程
	倫理委員会規程
	役員・職員倫理規程
８月１２日	ホームページの管理・運用基準
	ドーピング防止規程

・コンプライアンスの強化事業については、短期間で委員長や委員の交代があったこと、並びにこれまで継続している外部対応について稼働が割かれ、総じて未実施となった。

８　加盟組織の基盤強化・充実に向けた事業【事務局、組織委員会、技術委員会】

８．１　都府県体育協会加盟促進に向けた支援

●「都道府県体育協会加盟申請ガイドライン」に基づいて、申請手続きの支援を行うとともに、都府県体協加盟促進を図るため、市区町村体協への加盟促進に関する支援を行う。

◆実施内容：全日本大会を開催する主管協会が未加盟の場合、開催の機会を利用して直接指導を行う。

【実施結果】

・各地方協会は、機会をとらえ各県体協へロビー活動を行っているが、本年度の加盟登録は未達となった。

８．２　地方協会の組織基盤の整備と強化に向けた支援

●未組織状態や組織運営が不活性な地方協会に対し、本部とブロックとの情報交換、情報共有を通じて連携強化を図りながら、様々な課題の共通認識と解決方法を検討するとともに、ブロック間格差の是正やブロック内ガバナンスの強化に向けた方策の検討を行う。

◆実施内容：組織委員会の委員が一新したこと、ブロック技術委員会が設置されたことを踏まえ、例えば、ブロック大会の開催の機会を活用して、関係する委員とブロック及び地方協会との交流を図り、意見交換、情報交換を行う。

【実施結果】

・大分県は未組織であったが、地元有志の結束で大分県協会の発足を行い、併せてＪＰＡへの加盟準備を進め、令和２年４月１日に加盟登録を行うことが決定した。
これにより、ＪＰＡ加盟協会は１協会増加し全国で４４協会となる。

・全国ブロック連絡協議会(令和元年９月１日：東京都にて開催)にて、本部とブロックとの情報交換、情報共有を通じて連携強化を図り、様々な課題の共通認識と解決方法を検討するとともに、ブロック間格差の是正やブロック内ガバナンスの強化に向けた方策の構築を行った。

９　財務基盤の確立に関する事業【事務局、財務委員会】

９．１　現行賛助会員、協力団体の継続登録等の維持管理業務

●現行の法人、団体、個人賛助会員の継続登録と維持管理を図るため、案内状作成、各ブロックとの連携協力により推進する。

【実施結果】

・法人会員として新規に２社の申し込みがあった。全体的には退会が増加し、法人会員で３社、団体会員で２団体、個人会員で４名がそれぞれ退会となった。

・賛助会員入会の案内については、人的ネットワークによる働きかけとＥメールでの発信のみで行っているため、効果的な具体的方法が確立出来なかった。
今後は、パワー競技の認知向上と合わせ広く募集を呼び掛ける手法を構築する。

９．２　賛助会員、協力団体の新規開拓と新規会員加盟の促進業務

●平成３１年度の目標を次の通りとする。

・法人賛助　１４社　　１４０　　万円
・団体賛助　　４社　　２０　　万円
・個人賛助　１０人　　５　　万円
合　計　　１６５　　万円

【実施結果】

区分	Ｈ３０年度	Ｈ３１（令和元）年度			
		継続	うち新規	金額	結果
法人賛助会員	１４社	１１社	２社	１３０万円	未達
団体賛助会員	３団体	２団体	０団体	１５万円	未達
個人賛助会員	５名	１名	０名	５千円	未達

９．３　寄付行為に関する業務

●免税募金に基づく寄付事業について、各ブロックとの連携協力により推進する。

【実施結果】

寄付事業に関する案内方法等の整備不足により未実施となった。

９．４　ビデオ撮影、物品販売等の許認可業務

●全日本大会開催要項記載の「物品販売、販売目的のビデオ撮影申し出」に基づく届け出に対して、有料許可の案内を行う。ただし、賛助会員は無料の優遇措置があるので、その旨の案内を行う。

【実施結果】

出店等の依頼・案内方法等の整備不足により未実施となった。

以上

別紙－１

平成３１年度（令和元年）国際競技会への派遣事業

開催 期日	競技会名（略記）	開催地	日本選手団役員	選手数 カテゴリー別
4月20日 ～26日	□アジアパワーリフティング大会 （オープン、サブジュニア、ジュニア、マスターズ）	香港	団長（兼選手）： 塩田宗廣	マスターズ（男２、女０） ジュニア（男０、女０） ジュニア（男０、女０） 一般（男０、女０）
5月18日 ～25日	■世界ベンチプレス大会 （オープン、サブジュニア、ジュニア、マスターズ）	日本 千葉県 成田市	団長：鈴木佑輔 ：中田和夫 副団長：石本直樹 コーチ：藤田雄次 ：渡邉匡宏 ：松永浩二 ：池田尚也 審判：伊差川浩之 ：石本直樹 ：大森　了 ：大森聖子 ：寺門浩之 ：中谷幸市 ：北村真由美 ：澤　千代美 ：柴原　淳 ：羽田雅弘 ：寺村美香 ：物江　毅 ：塩田宗廣	マスターズ（男６２、女５０） サブジュニア（男９、女８） ジュニア（男１８、女７） 一般（男１６、女１４）
6月3日 ～15日	■世界クラシックパワーリフティング大会 （オープン、サブジュニア、ジュニア、マスターズ）	スウェーデン ヘルシングボリ	団長：中村敏雄 ：八木為総 ：武田裕介 審判：伊差川浩之	マスターズ（男１６、女３） サブジュニア（男９、女６） ジュニア（男９、女５） 一般（男４、女６）
8月26日 ～31日	■世界サブジュニア・ジュニアパワーリフティング大会	カナダ レジーナ	団長：中村英明 副団長：岡村美里 審判：石本直樹	サブジュニア（男６、女０） ジュニア（男７、女２）

9月6日 ～12日	□アジアベンチプレス大会 （オープン、サブジュニア、ジュニア、マスターズ）	モンゴル ウランバートル	団長：鈴木祐輔 ：岡山三紀	マスターズ（男６、女１） サブジュニア（男０、女１） ジュニア（男３、女０） 一般（男５、女０）
10月7日 ～12日	■世界マスターズパワーリフティング大会	南アフリカ　ポチャフストルーム	団長：濱田展行 副団長：小川光寿	マスターズ（男４、女０）
11月18日 ～23日	■世界パワーリフティング大会（オープン）	ＵＡＥ ドバイ	団長兼審判： 伊差川浩之 審判：北村真由美 審判：荒川大介	一般（男１０、女７）
12月2日 ～8日	□アジアクラシックパワーリフティング大会 （オープン、サブジュニア、ジュニア、マスターズ）	カザフスタン アルマトウイ	団長：渋谷優輝 副団長：塩谷晴久 コーチ：渋谷美樹	マスターズ（男２、女０） サブジュニア（男１、女０） ジュニア（男５、女０） 一般（男５、女０）
2月23日 ～3月1日	□アジアパシフィックパワーリフティング＆ベンチプレス大会 【延期】	台湾 高雄市		マスターズ（男０、女０） サブジュニア（男０、女０） ジュニア（男０、女０） 一般（男０、女０）

別紙－２

平成３１年度（令和元年）アンチ・ドーピング講習会の実施内容

開催日	関連大会名（略記）	受講者数	開催地	会場
4月26日 27日	第４８回全日本男子＆第４３回全日本女子パワー大会 第３８回全日本ジュニア＆第３７回マスターズパワー大会	９３名 （２回）	大阪府 堺市	堺市立大浜体育館
5月26日	第２９回全日本実業団ベンチ大会	１１８名 （１回）	埼玉県 さいたま市	サンデン化学アリーナ
6月29日	第４６回全日本学生パワー大会	６６名 （１回）	大阪府 松原市	阪南大体育館
8月　5日	第３７回全日本高校パワー大会	１００名 （１回）	埼玉県 さいたま市	さいたま市大宮武道館
9月13日 14日	第２４回クラシックマスターズパワー大会	１５０名 （２回）	岐阜県 美濃加茂市	プラザちゅうたい
9月20日 21日	茨城国体公開競技	８３名 （２回）	茨城県 つくば市	つくばカピオ
10月25日 26日	第３１回全日本ベンチプレス大会	１１３名 （２回）	神奈川県 小田原市	小田原アリーナ
11月15日 16日	第２４回クラシックパワー大会	７６名 （２回）	長野県 白馬村	白馬村ふれあいセンター
11月29日 30日	第２０回クラシックベンチ大会	１２４名 （２回）	兵庫県 明石市	パワーフラッシュアリーナ
１月24日 25日	第２０回ジャパンクラシックベンチ大会	８４名 （２回）	三重県 津市	アスト津
■講習会回数（　）内数字：１７回　■受講者数：１,００７名				

令和元年度事業報告　附属明細書

令和元年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成していない。

公益社団法人日本パワーリフティング協会

監　査　報　告

公益社団法人日本パワーリフティング協会
会長　古城　資久　殿

令和２年５月１０日

監事　辻　憲

監事　安原　徹

私たち監事は、平成 31 年４月１日から令和２年３月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1.　監査の方法及びその内容

監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2.　監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益(正味財産増減)の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

【別紙１：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条第１項第２号に掲げる書類】

事業年度	自	平成31年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和2年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

１．法人の基本情報について

法人の名称	公益社団法人日本パワーリフティング協会	
設立登記日（注）	平成25年4月1日	
法人の目的	この法人は、我が国におけるパワーリフティング技能を統括し、かつ代表する団体としてパワーリフティング競技の普及及び振興を図り、もって国民の体力の向上と心身の健全な発達に寄与することを目的とする。	
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等
	兵庫県	赤穂市加里屋９８番地１６
	（法人の構成員） 第5条 この法人の会員は、次の4種とする。 ⑴ 正会員 ア、都道府県におけるパワーリフティング競技を統括する団体を代表する者 イ、全国的に組織されたパワーリフティング関係団体を代表する者として理事会及び社員総会の承認 を受けた者 ウ、この法人の目的に賛同し事業の実施に協力する個人又は学識経験者で理事会及び社員総会におい て承認を受けた者 ⑵ 準会員 この法人の目的に賛同し事業の実施に協力する団体を代表する個人又は団体 ⑶ 名誉会員 この法人に特に功労があり理事会及び総会の承認を受けた個人 ⑷ 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団･財団法人法」という。）上の社員とする。 （入会） 第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし な	

社員の資格の得喪の条件 （公益社団法人のみ）	第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをしなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。 （入会金及び会費） 第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時の入会金及び毎年、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。ただし、準会員及び賛助会員は、入会金を納めることを要せず、名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。 （任意退会） 第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。 （除名） 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。 (1) この定款その他の規則に違反したとき (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき (3) その他除名すべき正当な事由があるとき 2 前項の規定により会員を除名するときは、当該会員に当該社員総会の1週間前までにその旨を通知するとともに、除名に係る決議の前に社員総会において弁明の機会を与えなければならない。 （資格の喪失） 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1) 会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき (2) 総社員が同意したとき (3) 当該会員が死亡したとき 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。 3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。
社員の数（公益社団法人のみ）	67 人

注　旧民法に基づき設立された法人にあっては、新制度への移行登記をした日付になります。

2．事業活動等について

（1）収支相償

収益事業等から生じた利益の繰入割合	50%	
第2段階の合計	収入の額	費用の額
	85,965,689 円	79,864,645 円
収入＞費用の場合の対応	当該剰余金は平成30年度の剰余金8,960,488円を加算した金額となっている。 当該剰余金の使途は、新型コロナウイルスにより参加費収入などが激減することにより多額の赤字を予測しているため、この赤字で費消します。	

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率 (①欄の額÷①欄～③欄の合計額)		83.9 %
①	公益実施費用額	79,864,645 円
②	収益等実施費用額	0 円
③	管理運営費用額	15,327,223 円

(3) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	4,735,000 円	うち個人から	4,735,000 円
		うち法人から	0 円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	28,855 円

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	32,917,089 円	負債額	1,299,437 円
		正味財産額	31,617,652 円

(6) 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	79,864,645 円
遊休財産額	9,402,393 円

(7) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額 (①欄＋②欄の合計額)		27,489,306 円
①	公益目的増減差額	5,418,950 円
②	公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	22,070,356 円

(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	1,200,000 円
(うち、退職手当の額)	円

(9) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無 (注)	無

注　当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。

【別紙2　法人の基本情報及び組織について】

事業年度	自	平成31年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和2年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフ

1．基本情報

フリガナ		コウエキシャダンホウジンニホンパワーリフティングキョウカイ					
法人の名称		公益社団法人日本パワーリフティング協会					
主たる事務所の住所及び連絡先							
	住所	郵便番号	都道府県名	市区町村丁番地等			補足住所
		678-0239	兵庫県	赤穂市加里屋９８番地１６			
	代表電話番号	0791-43-2000		内線		FAX番号	0791-43-2020
	代表電子メールアドレス	powerlifting@japan-sports.or.jp					
	ホームページの有無	有					
	ホームページアドレス	http://www.jpa-powerlifting.or.jp/					
代表者の氏名		古城　資久					
事業年度		04 月 01 日～ 03 月 31 日					
事業の概要		パワーリフティング競技を統括し、パワーリフティング競技の普及及び振興を図り、また、アンチ・ドーピングの普及啓発を行い、国民の体力の向上と心身の健全な発達に寄与し、公衆衛生の向上に資する事業。					

2．組織

(1) 社員について

社員の数	67 人
（代議員制を採用している場合） 社員（代議員）を選出する会員の数（注1）	人

社員の資格の得喪に関する定款の条項（注2）　第5条、第6条、第8条～10条
法人の目的、事業内容に照らして当該条項が合理的な関連性及び必要性があることについて
定款第6条に「この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをしなければならない。」と規定しているが、承認に関する特別な定めはなく、基本的には、この法人の目的に賛同し事業の実施に協力する個人、法人であれば誰でも入会可能な体制となっている。

社員の議決権に関する定款の条項　第16条
社員の議決権に関して当該条項により社員ごとに異なる取扱いをしている場合、法人の目的に照らして不当に差別的な取扱いをしないものであることについて

(2) 理事及び監事について

	常勤	非常勤	計
理事の数	0 人	5 人	5 人
監事の数	0 人	2 人	2 人

(3) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称
無	

(4) 会員等について（注3）

会員等区分の名称	会員の数
正会員	67 人
	人

(5) 職員について

職員の数	3 人	うち常勤	2 人

(6) 社員総会等の開催状況について

	開催年月日	主な決議事項等
社員総会	令和元年6月9日	事業報告書、決算書類の承認、役員改選、個人選手登録費値下げ
社員総会	令和元年9月1日	処分対象者について現況報告
社員総会	令和元年11月24日	資格停止4年、理事解任、新理事選任
理事会	平成31年4月7日	倫理委員会規程、ドーピング防止規程の改定
理事会	平成31年4月15日	倫理委員会規程の改訂、国際大会選手団承認、国際審判試験受験者承認
理事会	令和元年5月11日	事業報告案、決算書案、予算書過年度修正案、役員改選、
理事会	令和元年5月17日	世界クラシックパワー選手団承認
理事会	令和元年5月22日	監事、理事、顧問の推薦
理事会	令和元年6月9日	役員改選人事案承認
理事会	令和元年6月9日	ドーピング防止規程違反選手の処分承認、日本オリンピック委員会委員推薦
理事会	令和元年6月20日	不服審査会の委員長及び委員選任の承認
理事会	令和元年8月12日	第1四半期報告、専門委員会委員の承認、規程類改訂、国際大会選手団承認
理事会	令和元年9月22日	組織委員長選任、専務理事解職、選任、規程類改訂
理事会	令和元年10月22日	世界パワーリフティング選手団承認
理事会	令和元年11月7日	公開競技実施に関する運用ガイドライン、ＪＰＡホームページのＳＳＬ化承認
理事会	令和元年11月9日	アジアクラシックパワー選手団承認
理事会	令和元年11月24日	役員改選人事案承認
理事会	令和元年11月24日	専門委員会委員長、担当理事承認、顧問弁護士顧問契約解除
理事会	令和元年11月29日	顧問推薦の承認
理事会	令和元年12月7日	令和3年度ＪＰＡ主催大会出場標準記録の承認、処分対象者の処分撤回承認
理事会	令和元年12月25日	倫理委員会委員の任命、専門委員会委員の任命、訴状等の弁護士委任承認
理事会	令和元年12月26日	臨時社員総会で決議された正会員資格停止を撤回
理事会	令和2年1月24日	国際大会派遣選考大会、ＩＰＦルール変更に伴う国内対応の承認
理事会	令和2年1月30日	元理事4名処分不問、アジアパシフィック大会選手団承認
理事会	令和2年2月21日	弁護士顧問契約の承認
理事会	令和2年2月22日	新型コロナウィルス感染予防対策の承認
理事会	令和2年2月27日	ジャパンクラシックパワー（岡崎）の規模縮小、国民体育大会選考法補遺の承認
理事会	令和2年3月10日	ジャパンクラシックパワー（岡崎）の延期、ワールドクラシックパワーの選考方法承認
理事会	令和2年3月23日	事業計画案、予算案の承認
理事会	令和2年3月30日	全日本パワーの延期、開催地変更の承認

注1　定款において、資格を有する者（会員）の中から社員（代議員）を選出する規定を設けている法人については、当該会員の数を記載してください。

注2　定款のほかに、社員の資格の得喪に関する細則を定めている場合には、添付してください。

注3　定款において会員等を置く旨が定められている場合、定款のほかに会員等の位置づけ及び会費に関する細則を定めているときは、これらの細則を添付するとともに、本欄に会員等の区分ごとの数を記載してください。

【別紙3　法人の事業について】

事業年度	自	平成31年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和2年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

1．事業の一覧

(1) 公益目的事業

事業番号	事業の内容
公　1	我が国におけるパワーリフティング競技を統括し、かつ代表する団体としてパワーリフティング競技の普及及び振興を図り、また、アンチ･ドーピングの普及啓発をし、もって国民の体力の向上と心身の健全な発展に寄与し、公衆衛生の向上に資する事業

(2) 収益事業等

〔1〕収益事業

事業番号	事業の内容
収	

〔2〕その他の事業（相互扶助等事業）

事業番号	事業の内容
他	

２．個別事業の内容について

（１）公益目的事業について

（事業単位ごとに作成してください。）

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率(%)
公　1	我が国におけるパワーリフティング競技を統括し、かつ代表する団体としてパワーリフティング競技の普及及び振興を図り、また、アンチ・ドーピングの普及啓発をし、もって国民の体力の向上と心身の健全な発展に寄与し、公衆衛生の向上に資する事業	83.9

〔１〕事業の概要について（注１）

当該事業年度（平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）における公益目的事業 1「我が国におけるパワーリフティング競技を統括し、かつ代表する団体としてパワーリフティング競技の普及及び振興を図り、また、アンチドーピングの普及啓発をし、もって国民の体力の向上と心身の健全な発達に寄与し、公衆衛生の向上に資する事業」の実施内容については以下のとおりである。

１　趣旨

当法人は、世界で活躍できる「競技力の向上」と、少子・高齢社会に対応した「生涯スポーツ振興」を両輪とし、パワーリフティング競技の広範な競技層への普及発展と健康増進により、公共の福祉へ貢献する事を目的として当事業を行う。

２　内容　＊詳細については平成 31(令和元)年度事業報告書に記載

２．１　全国的競技会の開催事業

＜事業の概要＞

＜平成 31 年度(令和元年度)の実績＞

〇全日本パワーリフティング選手権大会等、全国規模の競技会を開催した。

これらの競技会開催により競技力の向上、競技者の育成に資するとともに、開催地域における競技の普及・振興の促進を図った。

□実施事業

第 48 回全日本男子パワーリフティング選手権大会

第 43 回全日本女子パワーリフティング選手権大会

第 31 回全日本ベンチプレス選手権大会

第 24 回ジャパンクラシックパワーリフティング選手権大会（一般男子はコロナウィルス影響により令和 2 年度へ延期）第 20 回ジャパンクラシックベンチプレス選手権大会　を開催した。

〇青少年、中高年等生涯スポーツとして高校、大学、社会人等各層別、カテゴリー別に全国的競技会を開催した。これらの全国的競技会の開催により、広範な競技層の普及・拡大を図った。

□実施事業
第 38 回全日本ジュニアパワーリフティング選手権大会
第 18 回全日本サブジュニアパワーリフティング選手権大会
第 37 回全日本マスターズパワーリフティング選手権大会
第 29 回全日本実業団ベンチプレス選手権大会
第 3 回全日本教職員ベンチプレス選手権大会
第 46 回全日本学生パワーリフティング選手権大会
第 37 回全日本高等学校パワーリフティング選手権大会
第 38 回全日本実業団パワーリフティング選手権大会（台風 19 号の影響により中止）
第 33 回全日本教職員パワーリフティング選手権大会（台風 19 号の影響により中止）
第 17 回全日本選抜高校パワーリフティング選手権大会（新型コロナウィルスの影響により中止）
を開催した。

〇生涯スポーツ振興の取り組みとして、マスターズ層の総合的競技大会としてジャパンクラシックマスターズパワーリフティング大会共催事業に参画した。

□実施事業
第 24 回ジャパンクラシックマスターズパワーリフティング選手大会（岐阜県美濃加茂市）
また、令和 2 年度に予定されている日本スポーツマスターズ愛媛大会の成功に向けて、主管協会の愛媛県協会及び四国ブロックとの検討会議を開催した。

（競技会の参加料等）
競技会の参加料は、概ね 10,000 円/人　（但し、高校、学生、ジュニア等は 4,000～8,000 円程度）
また、参加人数は、開催日程 1 日あたり概ね 100 名程度を容量としている。
但し、ベンチプレス競技のみの開催競技会は 200 名程度を容量としている。

〇国体公開競技実施に向けた支援

公開競技の選考方法の見直しによる実施内容の充実化と実施方法の周知徹底を図り、必要に応じて、公開競技参加に向けた地方予選会、ブロック選考会の実施に関する支援を行った。

□実施事業
第 74 回いきいき茨城ゆめ国体パワーリフティング公開競技（茨城県つくば市）
第 73 回福井しあわせ元気国体（福井県）
また、2020 年以降に全国各地で開催される公開競技の成功に向け、開催地の自治体や実行委員会との連携を進めながら、開催県協会を支援した。
□実施事業
令和 2 年度「第 75 回燃ゆる感動かごしま国体」
〇健常者と障がい者の交流大会の開催

障がい者の参加しやすい環境づくりを進めるために、開催要項に障がい者向けの必要事項を追加記載し、全国的競技会のジャパンクラシックパワーリフティング選手権大会、ジャパンクラシックベンチプレス選手権大会を主管する地方協会との連携と支援を行った。具体的には第 20 回ジャパンクラシックベンチプレス選手権大会で障がいをもつ選手 1 名、審判員として車いす審判員 1 名が参加した。

〇大会で使用する競技用具の研究、認定及び運用

大会の公正な判定の為、使用する競技用具についての協議をし、良いものを採用していこうという取り組みを行った。

＜事業の対象＞

〇対象者の範囲は、日本全国のパワーリフティング競技を愛好する選手。対象領域は、日本全国にわたる。

＜事業実施のための財源＞

〇事業実施のための財源は、事業収入（公認大会参加費収入等）による。

＜事業実施のための建物等＞

〇事業実施のための建物等は、所有していない。

＜事業の委託の内容と受託の内容＞

〇委託事業・受託事業はない。

＜補助金等が交付されている場合の交付者等の内容＞

〇交付は無い

２．２　国際的競技会への選手、役員等の派遣事業

＜事業の概要＞

＜平成 31（令和元）年度の実績＞

〇国際的競技会や国際会議への参加

選手の競技力向上、審判員資格取得の促進、審判技術の向上を図るとともに、国際交流事業への積極的参加によるスポーツを通じた国際交流を推進するため、世界パワーリフティング選手権大会、アジアパワーリフティング選手権大会、アジア連盟とオセアニア連盟が合同で開催する競技会等への選手・審判員・役員の派遣を通じて、選手の競技力向上、国際審判員資格取得の促進、審判技術の向上を図った。

□実施事業

詳細（派遣先）の詳細は事業報告に記載しているが、特に令和元年 5 月には日本（千葉県成田市）において世界ベンチプレス大会を開催した。

〇国際的競技会の実施・・・2019 年世界ベンチプレス選手権大会の 5 月開催に向けて、実行員会を開催し十分な準備を行った。その結果、本競技会は全体で世界 38 か国、1060 名（男性 636 名、女性 424 名）の選手が参加し、日本選手団は 204 名の規模となり成功裏に開催ができた。

〇国際招致員会が設置されたことに伴い、2020 年アジアクラシックパワーリフティング選手権大会び日本開催に向けて、国際委員会、開催地の協会及び関係行政機関との連携・協力を図りながら組織的活動を推進した。

○国際大会要項等に関する日本語翻訳業務と関連業務の迅速化・・・国際大会の要項等の翻訳を大会ごとに実施し、関係者への迅速な案内とホームページ掲載を徹底した。

〇日本選手団役員の派遣費支給の改善を実施した。

〇国際大会に参加する選手団を対象に、ドーピング検査時の心得、海外での行動規範等について指導、徹底を図った。

＜事業の対象＞
○対象者の範囲は、日本全国のパワーリフティングをする選手・審判員及び役員。対象領域は、国内・外にわたる。

＜事業実施のための財源＞
○事業実施のための財源は、事業収入（公認大会参加費収入等）による。

＜事業実施のための建物等＞
○事業実施のための建物等は、所有していない。

＜事業の委託の内容と受託の内容＞
○委託事業・受託事業はない。

＜補助金等が交付されている場合の交付者等の内容＞
○日本スポーツ振興センター

２　３．ドーピング根絶に向けたアンチドーピング活動の継続的な実施事業

＜事業の概要＞

＜平成 31（令和元）年度の実績＞
○全国的な競技会等と併催したアンチ・ドーピング研修を開催、指導者養成講習会等競技普及の中核を担う指導者へのアンチ・ドーピング教育、啓発活動を継続実施した。

□実施事業
（1）アンチ・ドーピング委員会が指定する全国的競技会等におけるドーピング検査、アンチ・ドーピングへの啓蒙
全日本男子パワーリフティング選手権大会、全日本女子パワーリフティング選手権大会等の競技会への、ドーピング検査員のサポートための NF レップ派遣、検査を実施した。また、世界ベンチプレス選手権大会においてもドーピング検査、アンチ・ドーピングへの啓蒙を行った。

（2）アンチ・ドーピング委員会の組織体制の強化

本部アンチ・ドーピング委員会の組織強化を図るとともに、ブロック及び都道府県協会単位のアンチ・ドーピング委員会との連携強化を図り、かつＪＡＤＡの協力を得ながらアンチ・ドーピングに関する啓発活動の徹底推進を図った。
＊アンチ・ドーピング委員会とスポーツ医科学委員会を統合し、アンチ・ドーピング部会、医科学部会を設け、医科学部会を中心とした推進体制を構築した。

（3）アンチ・ドーピングに関する啓発活動の推進
全国的競技会ごとにアンチ・ドーピング講習会を開催した。詳細については事業報告書記載のとおり。

（4）大会参加時の注意喚起
現行のドーピング防止注意喚起文書、アンチ・ドーピングに関するお知らせ等の改訂に基づいて、競技開催要項及び大会プログラムに掲載し、周知した。

（5）アンチ・ドーピングに関わる的確な情報収集と迅速な情報発信
アンチ・ドーピング部会、医科学部会との連携とともに、アンチ・ドーピングに関わる的確な情報収集を行った。

その他、ホームページ等を活用し、禁止薬物情報の最新情報の開示、問い合わせ相談窓口等の開設等アンチドーピングに関し組織を挙げた啓発活動の推進を図った。

＜事業の対象＞
○対象者の範囲は、日本全国のパワーリフティングをする選手、指導者等。対象領域は、日本全国にわたる。

＜事業実施のための財源＞
○事業実施のための財源は、事業収入（公認大会参加費収入等）による。

＜事業実施のための建物等＞
○事業実施のための建物等は、所有していない。

＜事業の委託の内容と受託の内容＞
○委託事業・受託事業はない。

＜補助金等が交付されている場合の交付者等の内容＞

○独立行政法人日本スポーツ振興センター・・・平成 31 年度申請
○内容・・・・平成 31 年度スポーツ振興助成事業

２．　４　競技指導者養成の推進事業

＜事業の概要＞

＜平成 31（令和元）年度の実績＞

〇公認スポーツ指導者の育成と活動の促進

公益財団法人日本体育協会公認指導者認定制度の定着、推進と上位資格に向けたカリキュラム、育成体制の整備を図るとともに、国体公開競技実施を視野に加盟各支部協会における公認スポーツ指導者の育成及び増員・配置、公認スポーツ指導者の積極的な活用推進のため、必要な支援を行った。

□実施事業

・ＪＰＡにおけるコーチの養成とレベルアップに向けて、最新のカリキュラムを取り入れた講習会を実施した。

・期日：令和元年 1 月 11 日～12 日　会場：昭和大学旗の台

〇「生涯健康指導士」養成及び活用の推進

少子・高齢社会に対応した生涯スポーツ振興の中核をなす「生涯健康指導士」の充実に向け持続的に資格者養成を図るべく講習会を開催した。また、資格者活用に向けた事業の推進を図った。

□実施事業

・令和元年度ＪＰＡ認定生涯健康指導士養成講習会・・・開催日：令和元年 1 月 26 日　会場：昭和大学旗の台

〇公認審判員のスキル向上と上位資格取得の促進

パワーリフティング競技会の運営に必須な公認審判員としては、国内大会の審判員は本会が認定をしており、国際大会の審判員は国際パワーリフティング連盟が認定をしている。その本会公認審判員資格者のスキルアップと国際審判員資格など上位資格取得の促進を図るとともに、競技の普及・啓発の中核的位置付けをなす公認審判員の充実に向けて、全国的競技会に併催した公認審判員講習会・公認審判員試験を開催した。また、公認審判員の実践での技術の習熟、資質向上を促進するため、ルール改定等に関わる情報の共有、適応を図るべくインターネット等を活用した情報の流通、協議会等を通じた実践での技術の習熟・向上を図った。

□実施事業

・3 級公認審判員講習会（認定試験）の開催（以下の通り実施した。）

令和元年 7 月 7 日	神奈川県	11 名受講： 11 名認定
令和元年 8 月 14 日	大阪府	7 名受講： 7 名認定
令和元年 8 月 25 日	東京都	26 名受講： 26 名認定
令和元年 10 月 12 日	北海道	14 名受講： 14 名認定
令和 2 年 2 月 15 日	岡山県	16 名受講： 16 名認定
令和 2 年 3 月 14 日	愛知県	10 名受講： 8 名認定(欠席 2 名)

その他１級及び 2 級公認審判員昇級試験を開催した。詳細については事業報告書記載のとおり。

〇国際審判員の増員

□実施事業

平成 31(令和元)年度は 2 名が国際 2 級審判員を受験し、全員が合格した。

＜事業の対象＞

○対象者の範囲は、日本全国のパワーリフティング指導者・審判員等。対象領域は、日本全国にわたる。

＜事業実施のための財源＞

○事業実施のための財源は、事業収入（公認大会参加費収入等）による。

＜事業実施のための建物等＞

○事業実施のための建物等は、所有していない。

＜事業の委託の内容と受託の内容＞

○委託事業・受託事業はない。

＜補助金等が交付されている場合の交付者等の内容＞

○なし。

２　５．　主催競技会の運営に関する事業

＜事業の概要＞

＜**平成 31（令和元）**年度の実績＞

・競技会の適正な運営及び進行の実施

・競技規則等の情報発信(ＩＰＦルール変更が生じた場合、新ルール通達として公表する。)

・グッドリフトシステムの普及

・国際大会派遣選手選考

・選手の疾病、自己防止に向けた医科学情報の入手と啓発

など

２　６．広報活動の充実・情報流通の推進事業

＜事業の概要＞

＜**平成 31（令和元）**年度の実績＞

○競技の普及、発展、本会事業に関する理解と啓発のため、国内外の競技に関する各種情報、地方組織における活動状況、大会記録等を収集整理し、内外に広報宣伝することで、競技の普及、発展、本会事業に関する理解と啓発に努めた。また、アンチ・ドーピング活動の推進、全日本選手権大会、地域スポーツ拠点づくり事業、国体公開競技等の重点事業の推進に向け、広報宣伝活動を駆使した支援を実施した。

□実施事業

公式ホームページ等を活用した各種情報の流通による情報の共有、リアルタイムでの情報公開を実施した。また、ｗｅｂ，ｍａｉｌを活用し、国際委員会から国際競技会の開催案内、派遣選手団の公表をした。

技術委員会からは国際競技規則の改訂案内や公認器具及び装具等に関する変更事項の周知の他、国内外の競技会の結果成績と記録の公表。組織委員会からは規定類の制定や改定の案内を行った。

また、平成 31 年 3 月に「ホームページへの情報掲載に関するルール」を制定、その後改訂した。

□実施事業

・公式ホームページの管理・運営及びコンテンツの内容充実化、適正化

「開示情報」

・国内、外における事業に関わる競技開催要項、競技会結果、選手登録、公認審判員登録、公認指導員等資格者データベース、事業・定款・収支・財務・議事録等の情報開示

・公式ホームページによる国内事業及び国際事業に関わる開催要項、競技会結果等の周知。

＜事業の対象＞

○対象者の範囲は、日本全国のパワーリフティングをする選手。対象領域は、日本全国にわたる。

＜事業実施のための財源＞

○事業実施のための財源は、事業収入（公認大会参加費収入等）による。

＜事業実施のための建物等＞

○事業実施のための建物等は、所有していない。

＜事業の委託の内容と受託の内容＞

○委託事業・受託事業はない。

＜補助金等が交付されている場合の交付者等の内容＞

○なし。

２　７．組織基盤の確立に関する事業

＜事業の概要＞

＜平成 31(令和元)年度の実績＞

・本部事務局の体制整備と対応強化

・ガバナンスの強化

・コンプライアンスに基づく組織運営の推進

２　８．加盟組織の基盤強化・充実に向けた事業

＜事業の概要＞

＜平成 31(令和元)年度の実績＞

・都道府県体育協会加盟促進に向けた支援

・地方協会の組織基盤の整備と強化に向けた支援

２　９．財務基盤の確立に関する事業

＜事業の概要＞

＜平成 31(令和元)年度の実績＞

・現行賛助会員、協力団体の継続登録等の維持管理業務

・賛助会員、協力団体の新規開拓と新規会員加盟の促進業務

・寄付行為に関する業務・・・未実施　・ビデオ撮影、物品販売等の許認可業務・・・未実施

（複数の事業を公益目的事業１にまとめた理由）

当法人の事業は、パワーリフティング競技の普及及び振興を図ることを目的としており、全国的競技会の開催、国際的競技会への選手等の派遣、指導者養成、アンチドーピング活動等を行うことで、選手の競技力向上と健全な生涯ス

ポーツ振興が促進され、それがパワーリフティング競技の広範な競技層の普及発展につながる。よって、全ての事業を一体的に行うことで、広く一般に向けたスポーツの普及発展と健康増進により公共の福祉へ寄与できることから、複数の事業を一つにまとめている。

注１　事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

2．個別の事業の内容について

（1） 公益目的事業について

（事業単位ごとに作成してください。）

事業番号	公	1

〔2〕事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠	定款第4条第1項第1号、2号、3号
事業の種類（別表の号）	（本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。）
09	本事業においては、パワーリフティングというスポーツの普及発展を通じ、世界で活躍できる「競技力の向上」に貢献するとともに、少子・高齢社会に対応した「生涯スポーツ振興」による健康度の向上に貢献し、国民の心身の健全な発達に寄与している。 よって、この法人が行う事業は、まさに教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、または豊かな人間性を涵養することを目的とする事業と考える。

（本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。）

（下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。）		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	（左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。）	その他説明事項
(3) 講座、セミナー、育成	1.当該講座、セミナー、育成（以下「講座等」）が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 （注）ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為（受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為）に当たって、専門家が適切に関与しているか。 （注）専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	2．4　競技指導者養成の推進事業について該当する。 1.当該講座等は、地域スポーツクラブ等で指導を担当する者、施設開放において利用者の指導支援を行う者を養成するもので、受講者全ての資質向上につながるほか、パワーリフティング競技を実践、指導する者の技術の習熟、向上を図るとともに健康の増進をつうじ公共の福祉に寄与することを主たる目的として位置付け、受講にあたっては、受講する年の4月1日現在、満20歳以上の者で当法人が定める一定の実務経験あれば、誰でも受講することが可能で、特定の団体や個人のために行う事業ではない。また、このことは、当法人のホームページ等で明らかにしている。 2.当該講座等は、受講する年の4月1日現在、満20歳以上の者で当法人が定める一定の実務経験があれば、誰でも受講することができる。従って、受益の機会は一般に開かれている。 3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為（受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為）に当たっては、当協会が定めた一定の基準を満たした専門家（トップアスリート、学識経験者、専門指導者など）を各受講科目毎に配置し実施し、適切に関与している。 4.本事業は国庫補助事業であり講座等の外部講師が講習等を行った場合、公益財団法人日本体育協会（委託元）が定める報酬基準に基づき適正な支給が義務付けられており、過大であるということは、一切ない。	

(15) 競技会	1.当該競技会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.公益目的として設定した趣旨に沿った競技会となっているか。(例:親睦会のような活動にとどまっていないか) 3.出場者の選定や競技会の運営について公正なルールを定め、公表しているか。	2．1　全国的競技会の開催事業について該当する。 1.当該競技会は、全国規模の競技会開催によりパワーリフティング選手の競技力の向上、競技者の育成に資するとともに、年齢別等のカテゴリー別に全国的競技会を開催することで広範な年齢層への普及･拡大を図っており、地方競技会での選抜や別に定める標準記録を突破することを要件に、誰でも参加することが可能で、特定の団体や個人のために行う事業ではない。このことは、当法人のホームページ等で明らかにしている。 2.当法人が全国規模で開催する競技会は、選手全ての競技力の向上等に資するものであると共に、青少年から中高年まで広範なカテゴリー別に開催することで、生涯スポーツ振興として人々の健康増進も目的としている。従って、公益目的として設定した趣旨に沿った競技会となっている。 3.出場者の選定は、別途定めたルールにより行っており、競技会の運営については公正なルールを定め、ホームページ等で明らかにしている	
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア　受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般	2．2　国際的競技会への選手･役員等の派遣事業 2．3　ドーピング根絶に向けたアンチドーピング活動の継続的な実施事業 2．4　競技指導者養成の推進事業 2．5　主催競技会の運営に関する事業 2．6　広報活動の充実･情報流通の推進	

	ア　受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか） イ　事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか） ウ　審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか） エ　その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか） （注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	2．7　組織基盤の確立に関する事業 2．8　加盟組織の基盤強化・充実に向けた事業 2．9　財務基盤の確立に関する事業の各事業について該当する。 1.当事業全体を通じて、パワーリフティング競技の普及発展と市民の健康増進と公共福祉への貢献を目的としており、特定の団体や、個人の利益に寄与するものではない。 2.ア受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか） ・当該事業の対象者は、パワーリフティングを行う者全員が受益の対象者であり、受益の機会は完全に開かれており、誰でもが受益の機会を得ることができる。 イ事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか） ・国際的競技会へ派遣する選手については、「国際大会派遣選手選考規程」「国際大会派遣選手選考基準」に則って、その他の事業については適切に専門家が関与している。 ウ審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか） ・国際的競技会への選手・役員等の派遣事業については「国際大会派遣選手選考規程」「国際大会派遣選手選考基準」により公正に審査・選考が行われている。 ・アンチ・ドーピング講習会に関しては、受講者に受講証明書を発行し、当該証明書の提示を全国的競技会の参加条件としている。 ・上記事業に共通して、審査・選考を要することはない。 エその他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか） （注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。 ・当事業の目的は、パワーリフティング競技の普及啓発と一般市民の健康の増進等を目的としている。よって、 当事業は特定の企業や個人のために行うものではなく、広く一般市民を対象とした事業であり、特定の業界団体の販売促進、共同宣伝にはなっていない。	

〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注2）

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

なし	なし	なし

注1　「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2　記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

【別紙４　法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について】

事業年度	自	平成31年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和2年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフ

【別表Ａ(1)　収支相償の計算(収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合)】

（公益法人認定法第５条第６号に定められた収支相償について審査します。）

１．第一段階（公益目的事業の収支相償）

法人が行う事業について、その経常収益、経常費用を比較します。

事業 区分	事業 番号	経常収益計 前年度に６欄がプラスの事業がある場合には当該剰余金の額を加算してください。	経常費用計	その事業に係る特定費用準備資金の当期取崩額	その事業に係る特定費用準備資金の当期積立額	第一段階の判定（2欄－3欄＋4欄－5欄）
1		2	3	4	5	6
公		円	円	円	円	0 円
公		円	円	円	円	0 円
計		0 円	0 円	0 円	0 円	

第二段階７欄（収入）へ

第二段階７欄（費用）へ

プラスの事業がある場合、発生理由とこれを解消するための計画等を記入してください。

理由：	
計画：	

２．第二段階（公益目的事業会計全体の収支相償判定）

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

			収入	費用	
第一段階の経常収益計と経常費用計（2欄・3欄）		7	85,965,689 円	79,864,645 円	
特定の事業と関連付けられない公益目的事業に係るその他の経常収益、経常費用		8	円	円	
7欄と8欄の合計（公益目的事業会計の経常収益計、経常費用計の額と一致しているか確認してください。）		9	85,965,689 円	79,864,645 円	
公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(別表C(5)より)（当期の取崩額を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載してください。）		10	円	円	
収益事業等から生じた利益の繰入額	収益事業から生じた利益の繰入額	11	円		
	その他の事業（相互扶助等事業）から生じた利益の繰入額	12	円		収入－費用
合計（9欄～12欄）		13	85,965,689 円	79,864,645 円	6,101,044 円

※第二段階における剰余金の扱い

剰余が生じる場合（収入－費用欄の数値がプラスの場合）は、その剰余相当額を公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資金に繰り入れたり、公益目的保有財産の取得に充てたりするか、翌年度の事業拡大を行うことにより同額程度の損失となるようにしなければなりません。収入－費用欄の数値がプラスの場合、法人における剰余金の扱いの計画等を記載してください。

収支相償がプラスとなる場合の剰余金の取扱
当該剰余金は平成30年度の剰余金8,960,488円を加算した金額となっている。 当該剰余金の使途は、新型コロナウイルスにより参加費収入などが激減することにより多額の赤字を予測しているため、この赤字で費消します。

事業年度	自	平成31年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和2年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフ

【別表Ｂ(1)　公益目的事業比率の算定総括表】

（公益法人認定法第５条第８号に定められた公益目的事業比率について審査します。）

公益目的事業比率の算定			
公益実施費用額(13欄より)	1	79,864,645	円
公益実施費用額+収益等実施費用額+管理運営費用額(13、23、33欄の合計)	2	95,191,868	円
公益目的事業比率（1欄÷2欄）	3	83.9	%

公益実施費用額の計算				
公益目的事業に係る事業費の額（別表B(5)Ⅰ欄より）		4	79,864,645	円
調整額	土地の使用に係る費用額（別表B(5)Ⅱ欄より）	5	0	円
	融資に係る費用額（別表B(5)Ⅲ欄より）	6	0	円
	無償の役務の提供等に係る費用額（別表B(5)Ⅳ欄より）	7	0	円
	特定費用準備資金積立額（別表B(5)Ⅴ欄より）	8	0	円
	特定費用準備資金取崩額（別表B(5)Ⅵ欄より）	9	0	円
	引当金の取崩額（別表B(5)Ⅶ欄より）	10	0	円
	財産の譲渡損等（別表B(5)Ⅷ欄より）	11	0	円
	調整額計(5欄～11欄の計)	12	0	円
公益実施費用額（4欄+12欄）		13	79,864,645	円

収益等実施費用額の計算				
収益事業等に係る事業費の額（別表B(5)Ⅰ欄より）		14	0	円
調整額	土地の使用に係る費用額（別表B(5)Ⅱ欄より）	15	0	円
	融資に係る費用額（別表B(5)Ⅲ欄より）	16	0	円
	無償の役務の提供等に係る費用額（別表B(5)Ⅳ欄より）	17	0	円
	特定費用準備資金積立額（別表B(5)Ⅴ欄より）	18	0	円
	特定費用準備資金取崩額（別表B(5)Ⅵ欄より）	19	0	円
	引当金の取崩額（別表B(5)Ⅶ欄より）	20	0	円
	財産の譲渡損等（別表B(5)Ⅷ欄より）	21	0	円
	調整額計(15欄～21欄の計)	22	0	円
収益等実施費用額（14欄+22欄）		23	0	円

管理運営費用額の計算				
管理費の額（別表B(5)Ⅰ欄より）		24	15,327,223	円
調整額	土地の使用に係る費用額（別表B(5)Ⅱ欄より）	25	0	円
	融資に係る費用額（別表B(5)Ⅲ欄より）	26	0	円
	無償の役務の提供等に係る費用額（別表B(5)Ⅳ欄より）	27	0	円
	特定費用準備資金積立額（別表B(5)Ⅴ欄より）	28	0	円
	特定費用準備資金取崩額（別表B(5)Ⅵ欄より）	29	0	円
	引当金の取崩額（別表B(5)Ⅶ欄より）	30	0	円
	財産の譲渡損等（別表B(5)Ⅷ欄より）	31	0	円
	調整額計(25欄～31欄の計)	32	0	円
管理運営費用額（24欄+32欄）		33	15,327,223	円

事業年度	自	平成31年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和2年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

【別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表】 その１

（公益法人認定法第５条第８号に定められた公益目的事業比率の算定について、各事業ごとに数値をまとめ、別表B(1)に転記するための表です。）　　（単位：円）

Ⅰ　事業実施に係る経常費用の額(事業費の額)

	公益実施費用額													
	公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
経常費用額	79,864,645													79,864,645

Ⅱ　土地の使用に係る費用額（別表B(2)より）

NO.	所在地	公益実施費用額													
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅲ　融資に係る費用額（別表B(3)より）

NO.	貸付の内容	公益実施費用額													
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅳ　無償の役務の提供等に係る費用額（別表B(4)より）

NO.	役務提供等の名称	公益実施費用額													
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅴ　特定費用準備資金当期積立額（別表C(5)より）

NO.	特定費用準備資金の名称	公益実施費用額													
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅵ　特定費用準備資金当期取崩額（別表C(5)より、マイナス額で記載してください）

NO.	特定費用準備資金の名称	公益実施費用額													
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅶ　引当金の取り崩し額(マイナス額で記載してください)

NO.	引当金の名称	公益実施費用額													
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅷ　財産の譲渡損等の額（認定規則第１５条第１、３、４項の額をマイナス額で、第２項の額をプラス額で記載してください。）

NO.	財産の名称	公益実施費用額													
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅸ　合計

	公益実施費用額													
	公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
合計	**79,864,645**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**79,864,645**
事業比率	**83.9%**	**0.0%**	**0.0%**	**0.0%**	**0.0%**	**0.0%**	**0.0%**	**0.0%**	**0.0%**	**0.0%**	**0.0%**	**0.0%**	**0.0%**	**83.9%**

事業年度	自	平成31年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和2年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

【別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表】 その２

（公益法人認定法第５条第８号に定められた公益目的事業比率の算定について、各事業ごとに数値をまとめ、別表B(1)に転記するための表です。）

（単位：円）

Ⅰ　事業実施に係る経常費用の額(事業費の額)

	収益等実施費用額											
	収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計	管理運営費用額	合計(参考)
経常費用額											15,327,223	95,191,868

Ⅱ　土地の使用に係る費用額（別表B(2)より）

NO.	所在地	収益等実施費用額											
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計	管理運営費用額	合計(参考)
													0
													0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅲ　融資に係る費用額（別表B(3)より）

NO.	貸付の内容	収益等実施費用額											
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計	管理運営費用額	合計(参考)
													0
													0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅳ　無償の役務の提供等に係る費用額（別表B(4)より）

NO.	役務提供等の名称	収益等実施費用額											
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計	管理運営費用額	合計(参考)
													0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅴ　特定費用準備資金当期積立額（別表C(5)より）

NO.	特定費用準備資金の名称	収益等実施費用額											
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計	管理運営費用額	合計(参考)
													0
													0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅵ　特定費用準備資金当期取崩額（別表C(5)より、マイナス額で記載してください）

NO.	特定費用準備資金の名称	収益等実施費用額											
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計	管理運営費用額	合計(参考)
													0
													0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅶ　引当金の取り崩し額(マイナス額で記載してください)

NO.	引当金の名称	収益等実施費用額											
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計	管理運営費用額	合計(参考)
													0
													0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅷ　財産の譲渡損等の額（認定規則第１５条第１、３、４項の額をマイナス額で、第２項の額をプラス額で記載してください。）

NO.	財産の名称	収益等実施費用額											
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計	管理運営費用額	合計(参考)
													0
													0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅸ　合計

	収益等実施費用額											
	収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計	管理運営費用額	合計(参考)
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,327,223	95,191,868
事業比率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.1%	100.0%

別表C(1) 遊休財産額の保有制限の判定

事業年度				
	自	平成31年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和2年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

この様式では、遊休財産額が、遊休財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。
遊休財産額は、以下の計算により算定します。

遊休財産額＝資産－（負債＋一般社団･財団法人法第131条の基金）－（控除対象財産－対応負債の額※）

※対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。
なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算されることになってしまうためです。

1．遊休財産額の計算に必要な数値の作成（下記3．及び4．に必要な数値を作成します。）

資産の部				負債の部		
流動資産計	1	10,701,830 円		流動資産に直接対応する負債の額	6	1,299,437 円
固定資産 控除対象財産（別表C(2)から転記）	2	22,215,259 円		控除対象財産に直接対応する負債の額　32欄	7	円
固定資産 その他の固定資産　4欄-2欄	3	0 円		その他の固定資産に直接対応する負債の額	8	円
固定資産 固定資産計　5欄-1欄	4	22,215,259 円		引当金勘定の合計額　35欄	9	円
				その他負債の額　11欄-6欄-7欄-8欄-9欄	10	0 円
				負債計　26欄	11	1,299,437 円
				正味財産の部		
				一般社団･財団法人法第131条の基金　27欄	12	円
				指定正味財産の額　33欄	13	円
				一般正味財産の額　15欄-12欄-13欄	14	31,617,652 円
				正味財産計	15	31,617,652 円
資産計	5	32,917,089 円		負債及び正味財産合計　5欄（11欄+15欄と同額）	16	32,917,089 円

2．遊休財産額の保有上限額（＝公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額）の計算

損益計算書上の公益目的事業に係る事業費の額	17	79,864,645 円		公益実施費用額から控除する引当金の取崩額	21	円
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ商品等譲渡に係る原価相当額	18	円		財産の譲渡損、評価損等の額	22	円
特定費用準備資金の公益実施費用額への算入額(別表C(5)から転記(公益目的事業の場合のみ))	19	円		特定費用準備資金の公益実施費用額からの控除額(別表C(5)から転記(公益目的事業の場合のみ))	23	円
計　(17欄+18欄+19欄)	20	79,864,645 円		控除額計　(21欄+22欄+23欄)	24	0 円

3．遊休財産額の計算

資産　5欄	25	32,917,089 円		控除対象財産の額　2欄	28	22,215,259 円
負債　11欄	26	1,299,437 円		対応負債の額　39欄	29	0 円
一般社団･財団法人法第131条の基金　12欄	27	0 円		遊休財産額　25欄-26欄-27欄-28欄+29欄（0以下の場合は0）	30	9,402,393 円

4．対応負債の額の計算（次の2つの方法のうちいずれかをリストから選択してください。）

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法				公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法		
控除対象財産の額　2欄	31	22,215,259 円		控除対象財産の額　2欄又は28欄	31	円
控除対象財産に直接対応する負債の額　7欄	32	0 円				
指定正味財産の額　13欄	33	0 円		指定正味財産の額　13欄	33	円
31欄-32欄-33欄	34	22,215,259 円		31欄-33欄	34	0 円
引当金勘定の合計額　9欄	35	0 円		引当金勘定の合計額　9欄	35	円
各資産に直接対応する負債の額　6欄+7欄+8欄	36	1,299,437 円				
その他負債の額　10欄（11欄-35欄-36欄と同額）	37	0 円		その他負債の額　11欄-35欄	37	0 円
一般正味財産の額　14欄（5欄-11欄-12欄-13欄）と同額（0以下の場合は0）	38	31,617,652 円		一般正味財産の額　14欄（5欄-11欄-12欄-13欄）と同額（0以下の場合は0）	38	0 円
対応負債の額　32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	0 円		対応負債の額　34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	円

【判定結果】

遊休財産額の保有上限額　20欄-24欄	40	79,864,645 円
遊休財産額　30欄	41	9,402,393 円
遊休財産額の保有上限額の超過の有無	42	適合

事業年度	自	平成31年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和2年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

【別表C(2) 控除対象財産】

※ 法人の管理運営に用いる財産については、事業番号の欄に「管」と記載してください。

1. 公益目的保有財産

番号	財産の名称	場所	事業区分※	財産の使用状況(概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額		不可欠特定財産	共用財産
		面積、構造、物量等	事業番号		期首	期末	取得時期	共用割合
1	基本財産 定期預金	三菱東京UFJ銀行品川駅前支店	公	運用益を公益目的事業の財源として使用している。	21,807,801 円	21,836,599 円		
			1					%
2	什器備品	兵庫県赤穂市加里屋98-16	公	公益目的事業の用に供している。	389,594 円	233,757 円		
		バックボード	1					%
計 (A)					22,197,395 円	22,070,356 円		

2. 公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産

番号	財産の名称	場所	事業区分※	財産の使用状況(概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額		共用財産
		面積、構造、物量等	事業番号		期首	期末	共用割合
1	什器備品	兵庫県赤穂市加里屋98-16	管	管理運営の用に供している。	3 円	3 円	
		ラック					%
2	ソフトウェア	兵庫県赤穂市加里屋98-16	管	管理運営の用に供している。	182,700 円	144,900 円	
		管理システム					%
計 (B)					182,703 円	144,903 円	

3. 資産取得資金(公益のみ)(別表C(4)より)

番号	資金の名称	事業番号※	資金の目的	帳簿価額		公益目的保有財産	共用財産
				期首	期末		共用割合
		公		円	円		
							%
計 (C)				0 円	0 円		

3. 資産取得資金(公益以外)(別表C(4)より)

番号 枝番	資金の名称	事業番号※	資金の目的	帳簿価額		共用財産
				期首	期末	共用割合
				円	円	
						%
計 (C)				0 円	0 円	

4. 特定費用準備資金(公益のみ)(別表C(5)より)

番号	資金の名称	事業番号※	資金の目的	帳簿価額	
				期首	期末
		公		円	円

				円	円
計(D)				0円	0円

4．特定費用準備資金(公益以外)（別表C(5)より）

番号	資金の名称	事業番号※	資金の目的	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円
計(D)				0円	0円

5．交付者の定めた使途に従い使用･保有している財産（1～4に記載した財産は含まれません。）

番号	財産の名称	事業番号※	交付者の定めた使途	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円
				円	円
計(E)				0円	0円

6．交付者の定めた使途に充てるために保有している資金（1～4に記載した資金は含まれません。）

番号	資金の名称	事業番号※	交付者の定めた使途	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円
				円	円
計(F)				0円	0円

控除対象財産の額（A～Fの合計）	期首	期末
	22,380,098円	22,215,259円

別表Ｄ

事業年度	自	平成31年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和2年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

他の団体の意思決定に関与することができる財産保有の有無

他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の認定法施行規則第４条で定める財産について、保有の有無、保有している場合には、その内容を記載してください。

保有の有無	保有していない		
他の団体の意思決定に関与することができる財産の内容		当該他の団体の主な業務の内容	議決権の割合(注)
他の団体の名称	財産の名称		
			%
			%

注　正確な数字を把握していない場合には、概数を記載してください。

別表Ｅ

事業年度	自	平成31年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和2年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

情報開示の適正性

法人の体制に応じて、次の(1)から(3)までのいずれかを選択して記載してください。

(1) 公認会計士又は税理士である者が監事を務めている場合	当該監事の氏名	安原　徹
	公認会計士･税理士の別	公認会計士
(2) (1)以外の場合であって、費用及び損失の額又は収益の額が1億円未満の場合	営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名	
	当該監事の経理事務経験について右欄に記載してください。	
(3) (1)又は(2)以外の場合	公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者による関与について説明してください。	

会計監査人による外部監査を受けている法人は、本書類の記載は不要です。

記載要領 ： 下表の水色欄(部分) を記載してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

【別表F (1) 各事業に関連する費用額の配賦計算表 (役員等の報酬・給料手当)】

(役員等の報酬及び給料手当について、配賦基準を明記の上、記載してください。)

事業年度								法人コード	A005083
	自	平成31	年	4	月	1	日		
	至	令和2	年	3	月	31	日	法人名	公益社団法人　日本パワーリフティング協会

○役員等の報酬

(上段:配賦の根拠数値、中段:配賦割合、下段:配賦額) (単位:円)

番号	役職	役員等の氏名	報酬の額	配賦基準	公益目的事業会計							収益事業等会計						法人会計
					公1 競技普及事業	公2	公3	公4	公5	共通	小計	収1	収2	他1	他2	共通	小計	
1	監事	辻　恵	600,000	従事割合							0						0	1
					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	600,000
2	監事	安原　徹	600,000	従事割合							0						0	1
					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	600,000
3		その他の理事、監事は全て無報酬																
	ページ　合　計		1,200,000								0						0	1,200,000

○使用人を兼務する理事の給料手当

(上段:配賦の根拠数値、中段:配賦割合、下段:配賦額) (単位:円)

番号	役職	各事業に関連する費用		配賦基準	公益目的事業会計							収益事業等会計						法人会計
		役員等の氏名	給料手当の額		公1 競技普及事業	公2	公3	公4	公5	共通	小計	収1	収2	他1	他2	共通	小計	
1		兼務理事なし																
	合　　計																	

○使用人を兼務する理事以外の給料手当

(上段:配賦の根拠数値、中段:配賦割合、下段:配賦額) (単位:円)

給料手当の額	配賦基準	公益目的事業会計							収益事業等会計						法人会計
		公1 競技普及事業	公2	公3	公4	公5	共通	小計	収1	収2	他1	他2	共通	小計	
418,125	従事割合							0						0	1
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	418,125

○給料手当計

給料手当計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	418,125

記載要領 ： 下表の水色欄(部分) を記載してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

【別表F (2) 各事業に関連する費用額の配賦計算表 (役員等の報酬・給料手当以外の経費) 】

(各費用額に共通して発生する関連費用等について、配賦基準を明記の上、記載してください。)

事業年度									法人コード	A005083
	自	平成31	年	4	月	1	日			
	至	令和2	年	3	月	31	日		法人名	公益社団法人　日本パワーリフティング協会

(上段:配賦の根拠数値、中段:配賦割合、下段:配賦額) (単位:円)

番号	科目名	各事業に関連する費用		配賦基準	公益目的事業会計							収益事業等会計						法人会計
		費用の名称	費用の額		公1 競技普及事業	公2	公3	公4	公5	共通	小計	収1	収2	他1	他2	共通	小計	
1	委託費	委託費	14,807,263	使用割合	6,747,513						6,747,513						0	8,059,750
					45.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	45.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	54.4%
					6,747,513	0	0	0	0	0	6,747,513	0	0	0	0	0	0	8,059,750
2	諸謝金	諸謝金	5,096,404	使用割合	4,557,099						4,557,099						0	539,305
					89.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	89.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.6%
					4,557,099	0	0	0	0	0	4,557,099	0	0	0	0	0	0	539,305
3	旅費交通費	旅費交通費	4,560,439	使用割合	2,686,709						2,686,709						0	1,873,730
					58.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	58.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	41.1%
					2,686,709	0	0	0	0	0	2,686,709	0	0	0	0	0	0	1,873,730
4	通信運搬費	通信運搬費	1,028,136	使用割合	533,588						533,588						0	494,548
					51.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	51.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	48.1%
					533,588	0	0	0	0	0	533,588	0	0	0	0	0	0	494,548
5	消耗品費	消耗品費	399,643	使用割合	124,089						124,089						0	275,554
					31.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	31.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	69.0%
					124,089	0	0	0	0	0	124,089	0	0	0	0	0	0	275,554
6	賃借料	賃借料	2,989,906	使用割合	2,444,118						2,444,118						0	545,788
					81.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	81.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	18.3%
					2,444,118	0	0	0	0	0	2,444,118	0	0	0	0	0	0	545,788
7	諸会費	諸会費	1,695,779	使用割合	1,050,000						1,050,000						0	645,779
					61.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	61.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	38.1%
					1,050,000	0	0	0	0	0	1,050,000	0	0	0	0	0	0	645,779
8	保険料	保険料	392,320	使用割合	388,220						388,220						0	4,100
					99.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	99.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%
					388,220	0	0	0	0	0	388,220	0	0	0	0	0	0	4,100
9	支払手数料	支払手数料	1,291,792	使用割合	389,111						389,111						0	902,681
					30.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	30.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	69.9%
					389,111	0	0	0	0	0	389,111	0	0	0	0	0	0	902,681
10	減価償却費	減価償却費	193,637	使用割合	155,837						155,837						0	37,800
					80.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	80.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	19.5%
					155,837	0	0	0	0	0	155,837	0	0	0	0	0	0	37,800
	ページ 合 計		32,455,319		19,076,284						19,076,284						0	13,379,035

別表H(1) 当該事業年度末日における公益目的取得財産残額

事業年度				
	自	平成31年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和2年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

公益目的取得財産残額とは、毎事業年度末における公益目的事業財産の未使用残高です。認定取消時には残高に相当する額の財産を、法で定める適格な法人のうち、定款で定める者に贈与しなければなりません。

公益目的取得財産残額は、以下の計算により算定します。

公益目的増減差額 ＋ 公益目的保有財産 ＝ 公益目的取得財産残額

このうち、公益目的増減差額とは、公益に充てられるべき資金（流動資産）であり、以下の計算により算定します。

前事業年度末日の公益目的増減差額 ＋ 当該事業年度に増加した公益目的事業財産 － 当該事業年度の公益目的事業費等

1．公益目的増減差額

当該事業年度末日の公益目的増減差額（2欄＋14欄－20欄）	1	5,418,950 円
前事業年度の末日の公益目的増減差額	2	8,151,355 円

当該事業年度に増加した公益目的事業財産

損益計算書（公益目的事業会計）上の数値	寄付を受けた財産の額	3	4,735,000	円
	交付を受けた補助金等	4	14,012,642	円
	公益目的事業に係る対価収入	5	56,277,254	円
	収益事業等から生じた利益のうち公益目的事業財産に繰り入れた額	6		円
	社員が支払った経費の額［公益社団法人のみ記入］	7	1,687,500	円
	公益目的保有財産の運用益等（5欄に参入した額を除く）	8	28,798	円
	公益目的事業に係る引当金の取崩額	9		円
その他の数値	公益目的保有財産に係る調整額(22欄-21欄)(マイナスの場合は零)	10	127,039	円
	合併により承継した他の公益法人の公益目的取得財産残額	11		円
	認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の増加額	12		円
	3欄～12欄の他、定款等の定めにより公益目的事業財産となった額	13	264,007	円
当該事業年度に増加した公益目的事業財産の合計額(3欄～13欄の合計)		14	77,132,240	円

当該事業年度の公益目的事業費等

損益計算書（公益目的事業会計）上の数値	公益目的事業費の額（財産の評価損等の調整後の額）	15	79,864,645	円
	15欄の他、公益目的保有財産に生じた費用及び損失の額	16		円
	15欄、16欄の他、公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用の額	17		円
	15欄～17欄の他、他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産の価額	18		円
その他の数値	公益目的保有財産に係る調整額(21欄-22欄)(マイナスの場合は零)	19	0	円
当該事業年度の公益目的事業費等の合計額(15欄～19欄の合計)		20	79,864,645	円

2．公益目的保有財産

当該事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額（別表C(2)A）	21	22,070,356 円

［参考数値］

前事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	22	22,197,395 円
うち認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の合計額	23	円

3．公益目的取得財産残額

当該事業年度末日における公益目的取得財産残額(1欄＋21欄)	24	27,489,306 円

別表H(2) 当該事業年度中の
公益目的増減差額の明細

事業年度	自	平成31年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和2年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

1. 寄附を受けた財産

(1) 寄附者により、公益目的事業以外のために使用すべき旨が定められているもの

【公益目的増減差額に加算されないもの】

名称	使途の定めの内容	金額
		円
		円
合計		0 円

注 寄附の名称ごとに寄附者による使途の内容が分かる書類（寄附規定、募集要綱等）を添付してください。

(2) (1)以外のもの

【公益目的増減差額に加算されるもの】

名称	使途の定めの内容	金額
寄付金	特に定めはない	4,735,000 円
		円
合計		4,735,000 円

2. 社員が支払った経費【公益社団法人のみ記載】

(1) 公益目的事業以外のために使用すべきもの

【公益目的増減差額に加算されないもの】

名称	使途の定めの内容	金額
		円
		円
合計		0 円

(2) 公益目的事業のために使用すべきもの

【公益目的増減差額に加算されるもの】

名称	使途の定めの内容	金額
		円
		円
合計		0 円

(3) 使途の定めがないもの

名称	金額	うち、公益目的事業のために使用する金額
受取会費	3,375,000 円	1,687,500 円
	円	円
合計	3,375,000 円	1,687,500 円

3. 公益目的保有財産の運用益等

【公益目的増減差額に加算されるもの】

公益目的保有財産の名称	運用益等の内容	金額
定期預金	預金利息	28,798 円
		円
合計		28,798 円

4. 公益目的保有財産に生じた費用及び損失（公益目的事業費（調整後）に含まれるものを除く）

【公益目的増減差額から減算されるもの】

公益目的保有財産の名称	費用及び損失が生じた理由	金額
		円
		円
合計		0 円

5. 他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産

【公益目的増減差額から減算されるもの】

寄附先の公益法人の名称	寄附をした財産の使途（公益目的事業の内容）	金額
		円
		円
合計		0 円

県税

納税証明書（2）

交付番号　第 2008000089 号

住所
（所在地）　兵庫県赤穂市加里屋９８－１６

氏名
（名称）　公益社団法人日本パワーリフティング協会

記

１．平成２９年　４月３０日から証明日の前日までに、兵庫県税およびこれに付随する延滞金等について、滞納処分を受けたことはありません。

以　下　余　白

２．

３．

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 2年 4月30日

兵庫県西播磨県民局長
（龍野県税事務所発行）

兵庫県西播磨県民局長印

税33074

滞納なし証明書

納税義務者	住所	赤穂市加里屋９８番地１６
	フリガナ	
	氏名	公益社団法人　日本パワーリフティング協会

記	備考
市税に未納の額（納期未到来額を除く）が無い事を証明する。	

赤税収証　第　　4号

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和　2年　5月　1日

兵庫県赤穂市長　　牟禮　正稔

兵庫県赤穂市長之印

※この証明書はすかし等の不正防止処置を施してあります。
※この証明書は黒の電子公印を使用しています。

この用紙はすかし等の「不正防止」処置をしています

この用紙はすかし等の「不正防止」処置をしています

納　税　証　明　書

（その４　滞納処分を受けたことのない証明用）

住　所（納税地）　　兵庫県赤穂市加里屋９８番地１６

氏　名（名　称）　　公益社団法人　日本パワーリフティング協会

代　表　者　氏　名　代表理事　古城　資久

自　平成３１年　４月　１日
間、当署における国税の滞納により、滞納処分を受けたことがない。
至　令和　２年　３月３１日

以　　下　　余　　白

徴管（証明）　第　０００９９６　号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和　２年　４月３０日

相生税務署長

財務事務官　　小西　敏宏

531938271

【参考資料：監督上の処分等の一覧】

事業年度	自	平成31年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和2年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

1．行政庁から受けた監督上の処分又は指導の一覧

処分又は指導の日付	監督上の処分又は指導の内容	法人における対応状況
	なし	

注　当事業年度に行政庁から受けた勧告、命令及び指導（書面によるものに限る。）を記載してください。
また、当事業年度以前に受けたものでまだ改善がなされていないものも記載してください。

2．行政機関から受けた指導等の一覧

指導等の日付	指導等の内容	法人における対応状況
	なし	

注　当事業年度に、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとして行政機関から受けた指導、命令等（書面によるものに限る。）を記載してください。また、当事業年度以前に受けたもので、まだ改善がなされていないものも記載してください。